

令和3年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和3年3月17日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	3月17日午前9時0分宣告（第3日）																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																												
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																												
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																												
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																												
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																												
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	大 辻 孝 司	政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	橋 本 雅 至	住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦
町 長	西 脇 洋 貴																												
副 町 長	植 田 充 彦																												
教 育 長	岡 弘 明																												
会 計 管 理 者	大 辻 孝 司																												
政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀																												
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																												
税 務 課 長	橋 本 雅 至																												
住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫																												
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																												
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																												
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																												
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																												
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																												
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	主 査	大 文 字 睦 美																						
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																												
主 幹	高 橋 恭 世																												
主 査	大 文 字 睦 美																												
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																												

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	1 番	岩崎 真滋	1 心豊かで平穏な町に向けて
2	9 番	山田 仁樹	1 平群町主要幹線・国道168号及び県道椿井王寺線 について 2 駅周辺整備事業と町財政状況について
3	1 2 番	馬本 隆夫	1 地域公共交通空白解消へ 2 町道西山麓線について 3 職員の意識改革について 4 公共施設等総合管理計画の策定について
4	1 1 番	下中 一郎	1 平群町観光基本計画について 2 文化財の保全と活用について
5	6 番	植田 いずみ	1 こども園の待機児童問題について 2 電磁波の健康被害について

令和 3 年 第 3 回 ( 3 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

令和 3 年 3 月 1 7 日 ( 水 )  
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

町長より追加議案の申出がありましたので、この取扱いについて、議会運営委員会を開催いただきたいので、暫時休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時00分)

再 開 (午前 9時06分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(窪 和子)

それでは、報告をさせていただきます。

町長より追加議案の申入れが提出され、その取扱いについて先ほど協議をいたしました。その結果、追加議案につきましては本会議の最終日に上程することに決定しました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議 長

ありがとうございます。

お諮りします。

町長より申出がありました追加議案について、本会議最終日に上程することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、追加議案については本会議の最終日に上程することに決定いたしました。

続きまして本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次発言を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号1番、岩崎君の質問を許可します。岩崎君。

○1 番

おはようございます。議席番号1番、発言番号1番、岩崎真滋でございます。ただいま議長から発言の許可が出ましたので、先般通告いたしました、心豊かで平穏な町に向けてについて質問させていただきます。

平群駅周辺も整備され、バスが行き交い、便利になりました。町の景色にもなじんできました。総合文化センターに続き、新しい役場もできればと思います。駅前に役場ができれば、よりにぎわいが増すと思います。せめて5年先と言いたいところですが、厳しい財政状況でございます。10年先、15年先を目標に希望を持って前に進めていけたらなと思います。

まちづくりはこれまで関わってこられた先人たちの熱心な思いや御努力、地域の皆さんの御協力のおかげであり、今日の平群町となっているところであります。私はこの整備された平群駅前に役場庁舎ができれば駅前のにぎわいが増し、平群町の町にふさわしい駅前になると思っています。

そこで、次の2点、質問させていただきます。

1点目、財政の節約について。

2点目、持続可能な自治体に向けて。

以上、2点、御答弁よろしく願いいたします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、岩崎議員御質問の心豊かで平穏な町に向けてについてお答えいたします。

本町の財政状況は、各施設の維持補修費や社会保障費である扶助費の増加、駅周辺整備事業の保留地処分に係る損失補償金への対応、また、公債費負担が財政を圧迫している一方で、少子・高齢化や新型コロナウイルス感染症による

町税収入や地方交付税等の減少が見込まれ、非常に厳しい運営を余儀なくされています。また、奈良県から財政の重症警報を受け、これまで以上に財政健全化の取組を推進しなければ持続可能な行政運営ができなくなることも危惧されます。

そこで、議員御質問の1点目、財政の節約についてですが、今回新たに策定した緊急財政健全化計画において様々な経費削減策を検討しております。臨時的な人件費の削減、公債費の平準化・繰上償還、物件費の削減などであります。このことは、今後も県と十分に協議を進め、実効性のあるものとしてまいります。

2点目の持続可能な自治体に向けてですが、財政の健全化が喫緊の課題であります。そのため緊急財政健全化計画においては、歳出の抑制策と併せて税収入、税外収入の確保策として、体育施設等利用料金の見直しや歳入確保策の検討を掲げております。

また、緊急財政健全化計画では、そのフォローアップ体制をこれまでに増して徹底することで歳出の抑制、歳入確保策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○1番

ただいま担当課長より答弁がありました。それでは再質問させていただきます。

まず1点目、財政の節約ですが、緊急財政健全化計画において緊急的に集中的に大きな効果額を見込んでいるのは人件費の削減、公債費の平準化・繰上償還であります。現時点での取組の進捗具合はどうなっているのか、お尋ねします。

2点目、回答にもあった奈良県との協議であります。重症警報を受け、これまで以上に県からの支援を受けていく必要があると思いますが、県への要請状況についてお尋ねします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の緊急財政健全化計画の取組の状況でございます。臨時的な人件費の削減につきましては、まず管理職から今議会で提案しました課長級6%、

主幹級5%のカットを4月から実施してまいります。また、一般職についてはですね、今、職員組合に申入れをしております。一般職につきましては御理解と御協力がぜひとも必要ということで、引き続き申入れを行ってまいります。

そして、次の大きな柱の公債費の平準化・繰上償還についてでありますけども、その対象となる地方債について県や国と協議中でございます。協議が整い次第、令和3年度中の補正予算として議会にお示しさせていただきたいと思っております。

それと2点目、奈良県との協議でございます。協議の件ですけども、昨年11月の重症警報を受けまして、令和2年12月25日には県の市町村振興課より担当者が来庁されまして、財政健全化に向けた町の考え方、今後の進め方について、その方針を説明させていただきました。また、財政支援についてもお願いしたところでございます。そして、今年1月20日には県との合同勉強会の進め方について協議させていただきました。その後、今年の2月17日、県の財政、人事、税務の担当者と町の担当者によりまして第1回の合同勉強会を実施したところでございます。第2回目以降はより踏み込んだ形で実施してまいりたいと考えております。

また、これまでも町長から県知事に対して、事あるごとに町財政につきまして説明申し上げているところでございますけども、重症警報が発令されたこともありまして、これまで以上に県との協力関係、信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○1番

財政健全化については具体的になれば議員としても申し上げにくい内容となり、町当局も答弁しにくいものと思います。今後、町長の強いリーダーシップの下、奈良県との関係強化に努められ、令和3年度においては財政健全化の取組を進めてもらうことをお願いします。

最後に、にぎわいある平群町とするため、先人たちがつくってこられた豊かな財産を最大限活用して、持続可能な自治体となるようしっかりと行財政運営に取り組んでいただくことを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長

それでは、岩崎君の一般質問をこれで終わります。

9時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時18分)

再 開 (午前 9時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号2番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○9 番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

平群町主要幹線国道168号及び県道椿井王寺線について、駅周辺整備事業と町財政状況について、以上大きく2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、平群町主要幹線国道168号及び県道椿井王寺線についてお伺いいたします。

国道168号バイパス開通は、現在の沿道の潤いや充実から見ても平群町活性化の大きな要因として今後も期待できるものとなっています。買物に訪れる町外の方々の人数や自動車の通行量も渋滞を招くほど増加し、バイパス完成前とは比較できないほどの活気を呼び、平群町の認知度も広がり、好感度も上がり、若い世代の定住促進にも効果を期待したいところです。

しかし、南行き、北行き、それぞれの右折待機車両が停止するため、車両の流れがスムーズでなく、渋滞等を誘発する等の問題も発生していますが、今後ますますの潤いと活気あふれる168バイパスになっていくよう期待するところです。そのためにも現在、計画や誘致を行っているバイパス沿道の土地利用や168バイパスの延長部分である北側や南側部分の道路の全面開通は平群町にとっても一日も早く待ち望まれるところでもあります。

この質問は平成30年9月議会においても質問させていただきましたが、その後の進捗状況、完了目標及び今後の見通しについて、再度5点お伺いいたします。

①道の駅北側区域、バイパス東側の近隣商業地域、西側の準住居地域である市街化区域未利用地の土地利用計画について。

②上庄バイパス東側企業誘致計画の進捗状況及び今後の方針、考え方について。



③イオンビッグの南側搬入車両用進入口への168バイパス北行き一般車両の右折等、バイパスからの南行き、北行き、それぞれのレストラン、店舗等への進入右折車両による渋滞緩和等の対策について。

④県道椿井王寺線の道路拡幅完了見通し及び令和3年度の実施状況見通しについて。

⑤東山以北、生駒市側の井出山屋内温水プール付近から生駒市消防署南分署付近までの小平尾バイパス片側2車線化の完了見通し及び令和3年度の実施状況見通しについて。

以上、5点についてお伺いしますが、①の道の駅北側区域、バイパス東側の近隣商業地域、西側の準住居地域である市街化区域未利用地の土地利用計画については、平成30年9月議会での答弁で「この地域は、平成23年5月に地区計画を制定し、バイパス東側に平成27年5月にイオンビッグ、平成28年にコンビニとガソリンスタンドが開業、バイパス東側の約2ヘクタール、西側の約4ヘクタールは土地利用の計画、要望はない。現在の用途制限で土地利用が見込めない場合は、地区計画制定後8年が経過していることもあり、見直しの検討も必要になると考えている。計画的な土地利用の誘導をしてまいりたい」とのことでしたが、その後の状況及び今後の方針、スケジュールについてお伺いします。

②の上庄バイパス東側、企業誘致計画の進捗状況及び今後の方針、考え方について、平成25年9月議会の質問では「大きな関心を持っていただいている東証一部上場の企業が1社ございます」と言っておられたが、その話は頓挫。平成30年9月議会の質問では「企業誘致ゾーン約24万平方メートルの北側の一部である約1,700平方メートル部分に東大阪市に本社及び工場がある企業との移転交渉を進めている。しかし、大部分の区域の企業誘致はできていない状況であり、今後も奈良県の協力を得ながら誘致活動に取り組んでまいりたい」との答弁でしたが、その後の状況はどのようになっているのでしょうか。

③のイオンビッグの南側搬入車両用進入口への168バイパス北行き一般車両の右折等、バイパスからの南行き、北行きそれぞれのレストラン、店舗等への進入右折車両による渋滞緩和等の対策については、今後、より168バイパスの土地利用が進み、168バイパス全面開通、県道椿井王寺線の道路拡幅完了となれば、ますます通行車両等が増加し、沿道の潤いととともに交通事故及び渋滞が増加すると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

④の県道椿井王寺線の道路拡幅完了見通し及び令和3年度の実施状況見通しについては、平成16年11月よりワークショップ等、市民参加型として、椿井交差点から三郷町勢野交差点までの約1.5キロの区間において車道2車線

両側歩道に拡幅する計画で進められましたが、これまでの平成17年12月、22年6月議会での質問に対し、「地籍の混乱等があり、地図訂正、地籍の修正を行い、残念ながら大幅に遅れている。完了目標については公表するには至っていない」とのことでした。また、平成30年9月議会の答弁では「必要な用地買収件数が80件で、現在地図訂正も完了し、60%の用地が確保されている。難航している案件もあるが、精力的に用地交渉を進めていく」との回答でした。その後、工事はかなり進んでいるようですが、いまだ未着手の部分も残っているように見受けられます。全面工事完了はいつ頃になる見込みでしょうか。用地交渉等の問題もあり、完了予定時期が公表できないのであれば、残り何%、何件の交渉成立が必要な状況なのでしょうか。

⑤の東山以北、生駒市側の井出山屋内温水プール付近から生駒市消防署南分署付近までの小平尾バイパス片側2車線化の進捗状況及び完了見通しはについても、平成17年12月及び平成22年6月に一般質問として取り上げ、平成25年8月、バイパス秋津橋の供用が開始されました。しかし、その後、目に見えた工事の進展もない状況でしたが、最近、小平尾ローソン東側の道路擁壁等の路盤整備工事やa u、ドコモショップ付近の小瀬町南交差点の竜田川南側の道路擁壁も現在、工事着手されているように見受けられます。この工事は生駒市小平尾町から小瀬町までの約1.5キロメートルの区間を4車線に拡幅する事業であり、南側の約0.8キロメートルの区間はバイパス道路を整備し、北側の約0.7キロメートルの区間は現道を拡幅する計画とのことですが、完了見通しはどのようになっているのでしょうか。

大型車両のスムーズな通行や渋滞緩和の観点からの利便性の向上等、平群町にとっても大変重要であり、待ち望まれるバイパス全線開通です。平成30年9月議会の回答では「小平尾バイパスの状況として用地買収全体面積の約73%が完了。南側区間は用地交渉が難航している一部を除き、用地買収が完了予定。北側区間は全ての補償調査が完了しており、南側区間の用地買収が完了次第、北側区間の用地交渉を進める予定で用地買収が完了した箇所から工事も進めており、昨年度までに工事区間の一番南側に位置する井出山橋西詰交差点付近の150メートルの区間で擁壁工事等を完了させ、30年度は小瀬町南交差点の南側の水田部分において地元協議が整い次第、約60メートルの区間の工事を行うとともに、竜田川における下部工事にも着手する予定」とのことでしたが、小平尾バイパスの現在の進捗状況、完了見通し及び橋梁等含む進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

大きな2点目は、駅周辺整備事業と町財政状況についてという通告より平群駅西土地区画整理事業に関連する財政出動と町財政状況についてお伺いしま

す。

私は、先月発行した自身の広報誌で「なぜいつまでも厳しい財政状況が続くのか」という見出しの文中、財政状況がいつまでたっても厳しい大きな要因の一つとして地方債残高と償還額についての十数年間の状況を示し、土地開発公社を含めた借入額が一旦減少傾向に向かい、財政状況が好転したにもかかわらず、起債額の増加とともに地方債残高が令和2年度末で150億円弱と増加し、償還額が今後十数年間11億円を超えることとなることが財政を圧迫する状況の大きな要因となっていることを指摘させていただきました。

では、なぜ地方債残高が増加したのでしょうか。その主な要因の一つに駅周事業に関連、付随した町の政策方針にも起因するものが多く含まれていることも事実であります。事業そのものや町の政策、方針決定が失政であったとか成功であったとかを問題にするのではなく、町財政にどのような影響を及ぼし、今後どうしていかなければならないのかを考え、その要因をしっかりと住民と行政、議会で認識、共有する必要があると思っています。

平成19年12月、平群駅西土地区画整理組合が認可されて以来、これまでの約14年間という長い年月をかけ、終結を迎えようとしています。駅周事業そのものは一定成果を上げ、ほぼ完了までたどり着いたことは評価したいと思います。しかし、完了後には地価が上がり、人が増加し、税増収が見込めると事業開始当初うたわれていた話とは少し状況も変わってしまいました。当初計画で駅前広場には大型共同住宅が建設される方向を誘導する意向もあったようですが、土地売却価格が高いこともあり、参入するデベロッパーもないということを経由に、政策変更の下、文化センター建設に大きく状況が変わってしまいました。

そこで、6点質問いたします。

①この事業は結果的に税増収になってくるとの説明でしたが、区域内の土地建物の固定資産税の税収はそれぞれ駅周事業開始前と現在ではどのように変わったのでしょうか。

②区域内の元公社用地を含め、町所有地面積は事業開始前と現在ではどのように変わったのでしょうか。最終の平均減歩率も併せてお答え願います。

③駅周事業に対し、当初の町補助金額と最終の町補助金額はどのように変わったのでしょうか。また、町補助金として合計起債金額は幾らになっているのでしょうか。

④駅周事業に関連した補助金以外の町の総歳出額は幾らになっているのでしょうか。

⑤駅周事業に関連した補助金以外の町の総歳出額の主な内訳と合計起債金額

は幾らになっているのでしょうか。また、その金額は事業当初から予定、予測されていたものなのでしょうか。

⑥私の広報第36号において、令和3年度の実質償還額が11億円を超え、財政を圧迫する状況となっていることを掲載しましたが、財政面から見たとき、起債償還の限度額と11億円を超える償還額による厳しい財政状況の影響関連について、どのような見解をお持ちでしょうか。

以上、大きく2点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1項目め、①から⑤についてお答えいたします。

①点目、道の駅北側のバイパス東側、西側区域の平成30年以降の土地利用状況につきましては、バイパス東側、コンビニとガソリンスタンド北側の約1ヘクタールを2区画の敷地に分けて事業計画が進められています。このうち、大井手路線寄り約4,000平米に配送センターが出店予定しています。残りバイパス寄り約6,000平米は出店予定されていましたが、コロナの影響で出店が厳しくなったと聞いています。コンビニとガソリンスタンド東側約8,500平米とバイパス西側約4ヘクタールは現在のところ、具体的な土地利用計画は出てきておりません。

この区域の方針は沿道にふさわしい市街地の形成に向けた町のにぎわいの創出となっています。今後はバイパス沿道の土地利用状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。都市計画マスタープランは基準年次が平成27年で計画期間が20年間です。具体的なスケジュールとしては中間年次に当たる令和7年に計画の見直しを行う予定でございます。

②点目、上庄バイパス東側における企業誘致の進捗状況につきましては、平成30年9月議会で御答弁させていただいた東大阪市に本社のある精密穴加工会社の誘致については、企業の内部事情により急遽開発申請を取り下げ、撤退されております。その後、奈良県企業立地推進課の紹介で大手企業2社と協議をいたしましたが、現実には至っておりません。現在、地権者を通じて計画が進められていると聞いています。町もタイミングを見て、地権者と連携を取り、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

③点目、イオンビッグの南側業務用搬入入口の渋滞緩和については、町から店舗事業者に申入れを行い、店舗事業者により赤色の右折禁止看板を令和元年末に設置していただきました。バイパス沿道のレストラン、店舗の進入車両による渋滞緩和については、県に現状を伝え、出入口の安全対策や渋滞緩和対策

を今後協議していきたいと考えています。

④点目、⑤点目につきましては、事業主体である奈良県に確認した内容となりますが、④点目、県道椿井王寺線の用地買収の進捗状況は令和3年2月時点の件数ベースで81件で、約8割の用地が確保できており、県では早期完成、供用に向け、鋭意用地交渉を進めるとともに一定区間の用地買収が完了した箇所です。暫定的な工事を実施しており、今年度は三郷町の夕陽ヶ丘地区の約80メートルの区間で車道及び歩道の確保を実施しており、これまでに三郷町の勢野交差点から平群町との境までと平群町北信貴ヶ丘1丁目の一部区間において暫定的な整備を実施したとのことでございます。

⑤点目、国道168号小平尾バイパスの進捗につきましては、奈良県では本事業を「奈良新『都』づくり戦略2021」において、早期完成に向けて重点的な整備を進めると位置づけております。御質問の小平尾バイパス南側、井出山交差点付近からエネオスガソリンスタンド付近の区間の用地はほぼ取得済みであり、竜田川を渡河する橋梁工事に必要な迂回路工事、バイパス部の擁壁及び盛土工事を進めており、引き続き地域住民の御理解、御協力を得ながら、全区間の早期完成に向け、全力で取り組むと奈良県から回答を頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

それでは、何点か再質問させていただきます。

道の駅北側の①の土地なんですけど、バイパス東側のガソリンスタンド北側の約1ヘクタールを2区画に分けて大井手路線側に4,000平方メートルに配送センターが出店予定であると。バイパス側の6,000平米は出店予定であったんですが、コロナのために厳しくなったということなんですけど、これは配送センターが来てくれるということは、そうやっていろいろ立ち並ぶということはいいと思うんですけど、中断されたというのは今後また、あくまで撤退ではなくって中断ということでもいいのでしょうか。再答弁、期待できるのか、そのまままた、コロナが終息すれば帰ってきていただけるのかを、その辺について、お答えを頂きたい。

そして、ガソリンスタンドの東側8,500平米とバイパス西側4ヘクタールは土地利用の計画はない。マスタープランの計画期間の中間年である10年目の令和7年に計画の見直しを行うということなんですけど、地区計画が制定されて、さきの前の質問では8年が経過ということで、平成30年にお答えい

ただいて、もう地区計画は今で約10年になるわけですね。マスタープランが10年を迎えるのは令和7年ということなんですけど、そこに3年の違いがあるんですけど、このまま地区計画を制定されてもう10年、土地利用がされないということも事実なので、令和7年で結構ですけど、状況をしっかりと注視して、必要であれば迅速に見直しを行っていただきたいということでお願いをしておきます。答弁結構です。

それから、上庄バイパス東側の企業誘致なんですけど、平成30年に答弁された精密穴加工会社は自社の都合で急遽開発を取り下げ、撤退。それは仕方ないと思うんですけど、その後、大手企業2社と協議したが実現に至っていない。何が原因なんでしょうね。その辺でお答えできる範囲でお答えいただきたいと思います。

それから、現在、地権者を通じて計画があるということで、これはしっかりと連携を取りながら、事業化に向けて取り組むようにしていただきたいということでお願いをしておきます。

3点目は右折車両なんですけど、確かにイオンビッグのほうで看板も立てていただきました。運転される方のあとはモラルによると思うんですが、道路交通法では違法ではないんですけど渋滞を招くので、南からこうやってちょっと信号のところまで行っていただければいいんですけど、手前で曲がられるという。そのために後ろに車が渋滞するという。ともすれば追突事故にもつながりかねないので、あとはモラルなんですけど、それ以外にもガソリンスタンドや南都銀行、レストラン等に入られるときにどうしても右折車両になるんでね。右から出てくる車と左から出てくる車、そこに右折車両が入っていくとすごくややこしい状況になっていって、よく大きな事故が起こらないんだと思うんですけど、その辺はどうすればいいのかも分かりませんが、今後、渋滞緩和については県と協議していくということなんで、その辺もしっかりと協議をお願いしたい。これは答弁結構ですが、また、あと、これからの今、先ほど言いました道の駅の北側の部分については開発等の中で協議事項もあると思うんで、そのときにはしっかりと右折車両についての協議をしていただきながら、今後、できるであろう土地利用についてはしっかりと右折車両についての対策も取っていただきたいということでお願いをしておきます。

4点目の県道椿井の拡幅と5点目の小平尾バイパスについては同じように質問させていただきますが、令和3年2月の時点で県道椿井王寺線については買収件数が81件で8割の用地が確保済みという御答弁いただいたんですが、30年9月の議会では買収件数が80件で6割ということで、1件増えたら2割も増えるのかなと思うんですが、このことは県の答弁なのでお答えようもない

と思うので、ちょっと疑問だなと思ったということで、このことについては予算的な問題もあると思うんですが、県のね、できる部分からでも完成をさせていただきたいなというふうに思いますので、またこれは、そうすると用地交渉も進みやすいのかなという素人的な考え方なんですが、その辺については一日も早い完成を待つという観点から町のほうからも交渉というか引き続きお願いをしていただきたいということで、これも答弁結構です。

5点目の国道バイパスなんですが、井出山の交差点からドコモショップ付近の区間の用地はほぼ取得済みであると。竜田川を渡る橋梁工事に必要な迂回路や擁壁、盛土工事を進めている。全区間の早期完成に向け、全力で取り組むということなんですが、以前の質問では交渉が一部難航して用地買収完了予定、今年度30年にも竜田川に架かる下部工事にも着手したいということなんですが、着手されてるようには見受けられない。これは予算的なこともあるのかも分かりませんが。平群町にとっても大変重要な路線なのでね、完成目標を本来は答えていただきたい。ここまで用地も買収終わってるのであれば。あと、予算の問題もあると思いますが、完成目標というか完成予定を教えてくださいなんですが、その辺についてはお答えを頂けなかったんでしょうか。再度御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1点目の出店の件でございます。

コロナの影響で出店が厳しくなったという、今後どうなるのかということでございますが、聞いている中では今、予定していた店舗がコロナの影響ということなので、それ以外の店舗についてもいろいろ当たっているというふうにも聞いております。ですから、ここはもう何もしないんじゃないなくて、前向きに、店舗を探していただいているとこういった状況でございます。

次に、上庄バイパス東側の企業誘致の関係でございます。大手2社と協議していたけど実現に至らなかった、その主な要因でございますけど、企業はいろんなことをおっしゃってたんですが、一番ポイントになったのが、企業は開設時期をおおむねこの時期に開設するということで決めてこられます。町もその上庄の区域につきましては、土地の売却金額がまだ定まっていないというところがあります。そういったところで地権者との交渉となるとその企業が二の足を踏んでしまうという、ここが一番大きな原因かなと思います。あと、食品関係でしたら、普通の井戸水は出るんですが、工場としての井戸水までの水量が少ないと、そういったところもありました。そういったところが主な原因かな

というふうに思っております。

それから、3点目の県の考えでございます。完成目標を県のほうでお答えしただけなかったということでございますが、一度聞いて、また改めて県のほうにもお問い合わせさせていただいたわけですが、まだ予算も確定していない中ではなかなか目標をお答えできないとこういったことでもございました。先ほど議員おっしゃいましたように、この路線は町にとっても大変大事な幹線道路と考えておりますので、この辺は県とも緊密に連携を取って、町で、例えば、椿井王寺線でしたら用地の交渉がありましたら、町内のところでは町も一緒になって行くと、そういったことも今現在もやっております。そういったところでもできるだけ早くこの路線が完成するように町としても協力できるところはしていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。1点目については中断したけど、企業のことですから相手がどう考えられているのか分からないが、引き続いて前向きに探すというお言葉だったんで、探されるだろうといういろんな目安もあつてのことかなと思うので、引き続いて前向きになるように町も力添えできるところは協議等も含めてしていただきたいということをお願いしておきます。

2点目の企業なんですけど、なぜ実現に至らないのか。今、ライフラインといえますか、工場であると水量もかなり豊富で、上水道を使うというのも経済的にも採算ベースが合わない、井戸水等も含めて水量が足りないとか売却金額が定まっていないとかいうことでなかなか前に進まない。開設時期も企業は何年かの計画をもって進めていくので、開設時期が明確にならないとなかなか乗ってこられないというお言葉でした。

開設時期というやはり小平尾バイパスの開通も大きな重要な要素になってくるわけですよ。ガソリンスタンドのところでの小瀬町南交差点かな、あそこでの大型車両、ロングの車両なんかは右左折が非常に困難であると。あそこが開通することによって企業にとっても大きな、第二阪奈からの大きなアクセスとして利便性も上がるということで、やっぱり平群町にとっては大変重要な路線になってくるんですね。これは生駒の領土といえますか、生駒の自治体の範囲ですからね、平群町としてはなかなかお手伝いすることもできないけど、今、4点目、5点目であったように、県道椿井王寺線については用地買収も含めて、県に任せるだけでなく、町も一緒にやっているとことなので、引き続



いて、そのこともお願いいたしますし、企業誘致についても連携を取りながら、地権者と事業化に向けて引き続いて取り組んでいただきたいということでお願いしておきます。

そして、5番目の小平尾バイパスなんですけど、本当に完成時期を言っていないというのは残念です。県もおっしゃってるように、「奈良新『都』づくり戦略2021」において重点的な整備を進めると位置づけられているという御答弁がありました。そういうことですが、相変わらず完成目標は言っていない。ここにその「奈良新『都』づくり戦略」というのがございます。これは知事を招いての勉強会で私、頂いたものなんですけど、知事からも説明いただいたんですけど、この中にね、「主要プロジェクトについて進捗度に合わせた完成目標を明確にし、土地収用法に基づく事業認定手続を標準化、明確化し、必要に応じ、その適用を行います」ということが明記されているわけですよ。知事のほうもおっしゃってるのは、奈良県の道路事情、用地買収は全国一進まないんだということがこれまでだったんですけども、もっと積極的に、土地収用法も視野に入れながら適正な手続を踏みながら、なおかつ完成目標を明確にするということも県の方針とおっしゃってるんですよ。ところが、このことについてはここまで進んでのに明確にしていけない。大変残念だと思います。

そういう意味でも先ほど課長、御答弁いただいたように、平群町にとっても、平群町の今後にとっても、まちづくりにとっても大変重要な路線です。そういう意味でしっかりと完成目標も完成予定も企業にアピールする意味でも重要です。そういう意味でしっかりと完成目標を今後も引き続いて言っていたらけるように交渉していただいて、それを平群町のキャッチフレーズ、平群町の一つの宣伝効果にも使っていただけるようお願いをしたいということをお願いしまして、この件については終わります。

2点目によろしく申し上げます。

○議長

税務課長。

○税務課長

では、1点目の駅周辺整備事業の区域内の固定資産税の状況でございますが、概算の数値としましては土地では事業前で約1,367万円で、現在では約1,259万円となっております。一方、家屋では、事業前では約438万円で、現在では約1,243万円となっており、新築軽減制度、基本3年間で2分の1の軽減の制度でございますが、この制度もあります。約805万円の増加となっております。事業前からの累計で

は約 3, 040 万円の増収となっております。

また、駅周辺整備事業全体での税収効果を考えますと、令和 6 年度課税におきまして文化センターが固定資産路線価に反映をされますので、今後におきましても税収効果が表れてくると考えております。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2 点目についてお答えをいたします。

駅周事業区域内の道路、公園、水路の公共用の事業開始前の面積が約 9, 000 平米、事業完了後約 2 万 9, 000 平米で約 2 万平米増加しました。それ以外の公社用地を含めた公共用地、従前の庁舎用地、小学校用地、集会所用地等の面積は事業開始前が約 2 万 6, 000 平米、事業完了後、約 3 万 6, 000 平米で約 1 万平米増加しました。約 1 万平米増えた大きな要因は新たな文化センター用地及び将来庁舎用地でございます。

事業計画当初の平均減歩率は 24.39%、最終の平均減歩率は 25.63% でございます。

③ 点目でございます。

駅周事業の町補助金の当回事業計画約 32 億 2, 000 万円、最終補助金額約 31 億 6, 000 万円でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの 3 点目の答弁で駅周事業への最終補助金 31 億 6, 000 万円というふうに答弁させていただきましたが、それに対する地方債の発行額は 30 億 6, 480 万円でございます。

続いて、4 点目、5 点目ということで、駅周事業に関連した町の事業についての総歳出額についてお答えいたします。

区域内の土地開発公社の買戻しとして平成 20 年度に 6 億 7, 837 万 3, 000 円、起債として 6 億 7, 830 万円の発行でございます。平成 21 年度に 6 億 710 万 8, 000 円、起債は 6 億 710 万円でございます。

次に、東小学校用地の取得として平成 23 年度に 4, 852 万 7, 000 円を支出しております。起債額は 4, 840 万円でございます。平成 24 年度では 3, 503 万 5, 000 円で、起債の発行は 3, 520 万円となっております。

また、総合文化センター建設、将来庁舎用地の取得、組合への清算金対応として、平成30年度には総合文化センター用地を9億5,848万8,000円で取得しております。起債発行は4億1,150万円でございます。将来庁舎用地としては1億8,995万3,000円、起債としては1億3,240万円でございます。また、平群小学校用地として8億3,811万8,000円を支出とし、起債額は8億1,630万円でございます。

これら用地取得の合計は33億5,560万2,000円で、発行した地方債は合計で27億2,920万円でございます。

また、御質問の駅周事業当初から予定していたものについては、平成20年度、21年度の公社用地の買戻し12億8,548万1,000円で、それ以外の事業は駅周事業の進捗により生じたものであると認識しております。

御質問の6点目、起債償還の限度額と実質11億円を超える公債費に対する見解についてであります。

平群駅周辺整備事業の事業執行、また、それに関連した事業により多額の起債を発行し、そのことが町の将来負担、公債費を引き上げた一つの要因であることは事実でございます。しかしながら、これまで実施してきた事業については土地開発公社の清算や駅周事業により整備された駅前街区に文化センターを建設するなど、将来に向けたまちづくりへの投資であると認識しております。

公債費の高止まりにより厳しい財政状況が当面続くこととなりますが、現実には現実として受け止め、将来にわたり持続可能な財政健全化策を確実に実施するため、緊急財政健全化計画の策定に至ったところであります。

今後は債務の平準化や地方債残高の縮減、また、さらなる行財政改革を推し進め、一日も早く財政が健全化するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

それでは、順次再質問を行います。時間もかかっていますので、短めに頑張ります。

①番については、土地についてはね、107万円の減になっているということですね。それと建物は当然新しくなっているんで上がっているということなんですけど、3分の1かな、新築軽減の制度が今入っているということなんですけど、新築軽減の制度がなくなったら、あとどれぐらい税収が増えるのかということが1点と、課税土地面積について事業前と事業後についてお答えを頂きたい。

2点目は、役場、学校等の公共の用地が2万6,000平方メートルから3万6,000平方メートルに1万平米増えたということなんですけど、これね、私の考えでは、これ、答弁結構ですけど、減歩が通常入ってるんで、もともとの2万6,000平米に平均減歩の25.63%を掛けると1万9,300平米に町がなってるはずなんです。単純計算なんでね、細かい数字も、いろんな減歩も土地によって違うんではっきり言えませんが、そうすると今3万6,000平米になってるところから1万9,300平米引きますと町の用地が1万6,700平米増えたということになってくるんですよ。これが1点。これはそういうことで答弁は結構です。

3点目は、駅周の町の負担金が32億2,000万かな、そこから31億6,000万円、約6,000万円減ったということで、起債が30億6,000万円増えて起債なんですけども、この減った理由について、分かる範囲で結構ですんでお答えいただきたい。

4番、5番目については、地方債を除いた町の負担額となってくるんですけど、土地の用地取得で全用地が33億5,500万がかかっているんですが、土地の開発公社分はもともと予定していた分、これが12億8,500万。そうすると、駅周事業の開始当初、予定していなかった分が20億7,000万円、うち起債が14億4,400万円ということになるんですね。そうすると、この開発公社の分は置いといたとして、それ以外で文化センター用地であったり、学校用地であったりというものの購入が、その中で地方債を除いた町の負担額、20億7,000万円から14億4,400万円を引いた町負担額は6億2,600万円であると。そのうちの国庫補助のあったということで、2億7,000万円やったかな、たしか。それで、差引き3億5,600万円の町の単独の負担額。地方債を除いたですよ、除いた町の負担額が3億5,600万円ということになるんですけど、それでオーケーですか。

6点目については、この答弁を頂いてからまた再質問したいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

まず、1点目の新築軽減の御質問でございますが、新築軽減につきましては基本3年間2分の1の軽減でございますが、この特例期間が終わりますと、あくまでも概算ではございますが、約200万円ぐらいの増収になるというところでございます。

続きまして、2点目の区域内の公共用地を除く宅地等の面積でございますが、事業前では約7万5,000平米で、現在では約4万7,000平米となって

おりまして、約2万8,000平米の減少となっているところでございます。  
以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

駅周事業に対する町補助金の減額になった大きな理由は国の国庫補助金の増額によるものでございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問のございました用地費のうち、駅周事業当初から予定していたものを除く用地費は幾らかと、そのうちの国庫、起債を除く町負担額は幾らかということの御質問であったかと思えます。数字の繰り返しになりますけども、用地取得費の合計が33億5,560万2,000円、事業当初から予定していたもので12億8,548万1,000円でございますので、差引き20億7,012万1,000円となります。

その財源内訳としまして、国庫が2億6,980万円、起債が14億4,380万円になりますので、国庫と起債を除く町負担額は3億5,642万1,000円ということで、議員がお述べのとおりでございます。

○議長

山田君。

○9番

課税で、家屋係数が今より200万上がると、また1,000万円ぐらいにはなってくるというお答え、それはそれでありがたいというか、新しい家になったので、その分もかかってくると思うんですが、土地ですよ、減収になっているという意味で。今、先ほど②のところでも町の土地がどんだけ増えたのかというと、私の試算なんですけど、1万6,700平米になると、今、課税単価といいますか、税込単価で事業前が7万5,000平米、これが438万円の税込だったということで、すると平米単価、いろんな土地、田や畑も宅地もいろいろあるんですけど、単純に言うと、元は平米182円という計算になってくるわけ。現在は4万7,000平方メートルになって、1,243万円の税込ですから、これは1平米当たり267円になってくるわけですね。そうすると、この1万6,700平米を土地を取得した、これを単純に掛けますと、267円を掛けると445万8,000円、約450万円の本来、町が購入しなければ入ってくる税込となるわけですよ。町が買ったことによりそ

れだけ町の税収が少なくなったということで、これが事実として今現在はあるということになってくる。私のあくまで試算ですけど。

それから3点目の6,000万円が減になったということで、国庫補助の増額。これはよく、一番初めの事業開始前は総額が増えて町の負担が増えるんじゃないかという心配をする声がたくさんありましたけど、結果的には町の負担が少なくなった。ということでも、当初の計画から考えても、この事業はある意味一定の成果をもって、成功であったのかな。そのためにも職員も含めて国庫補助をしっかりと頂けるように御努力いただいたおかげで町の負担が少なくなったのかなというふうに思います。それはそれで結構です。

5点目は町の差引きが3億5,600万円の町単独、起債以外で負担金になるということで、正しいというか、そうなるということで。ただ、3億5,600万円町負担したのかということになると、これ、からくりがありましたですよ。超ウルトラCというのを使ったという。もともと小学校や役場の用地、幼稚園の用地以外にも公社の土地もあって、減歩に対してその辺の庁舎用地をくっつけるという話だったんですが、実際は地権者の方、組合を通してですけど、から文化センター以外の用地を買って、それを買うことによって起債を発行して小学校の用地につけた。それ以外の公社の用地や幼稚園の用地を、数字上ですけど、どの土地というんではないですが、それをある意味、言葉のニュアンスは少し違うのかも分かりませんが、組合に町有地を買っていただいた。その買っていただいた分が清算金として4億円入ってきたと。一方で、高いというのは語弊ありますが、その組合の価格で東小学校の用地等を購入したと。こういう超ウルトラCというのを使ったことによって、4億円の清算金が入ってきたということになるわけですよ。そういう意味では町の負担金は、町の出した分のお金はそれ以上に返ってきたという結果になるんですが、ここで6番のところに入ります。

6番の御答弁では駅周事業やそれに関連した事業により多額の起債になったということ。公社の清算や文化センター建設など将来に向けたまちづくりへの投資である、確かにそうです。現実には現実と受け止めて、緊急財政健全化計画の作成に至ったと。そのためにしっかりと取り組んでまいりたいという御答弁を頂いたんです。先ほどの岩崎議員の質問と若干かぶるところもあるかも分かりませんが、もう一度起債について整理をさせていただきますと、文化センターの建物が16億3,000万円で、内訳としては国庫補助が6億、起債が9億4,000万、町負担が9,000万。文化センターの将来庁舎用地は先ほどの購入額には入っています。あと、ゆめさとこども園が12億9,000万円で、起債が11億6,500万で町負担が1億2,500万というのがこれ

までなのですが、地方債残高と公社借入額の合計金額は、私の広報でも出しましたが、平成15年度には141億円でございました。22年度には118億円まで少なくなりました。ところが令和元年度にはまた151億円になったと。

22年度から言いますと33億円も起債が増えてるわけなんですけども、これまでの起債を全部整理しますと、駅周事業で30億6,000万円、事業内の土地取得で14億4,000万円、文化センター建設の建物起債で9億4,000万、ゆめさとこども園建設に伴う起債で11億6,000万。その他起債はいろいろ細かいのもあると思うんですが、大きなものを取り上げただけで66億円という地方債の発行になってるわけで、これが将来への投資ということでもあるのかも分かりませんが、66億円というのは、この平群町の本当に身の丈に合った起債であったのかどうか。耐えられる起債であったのかどうか。このことが今、町財政を圧迫している大きな要因というのがこの数字なわけですよね。起債が大きな財政圧迫の要因であるということになるんですが、これが現実の数字です。

平群町の状況をもう一度言いますと、令和元年度決算で将来負担比率が241.3%。これが全国ワースト3位。後ろから3番目ということです。聞いてますと、夕張、宮津、平群町、4番目に大きく離れて河合町ということらしいです。平群町は、この3自治体は断トツで高いということなんですけども、それはやはり基準財政需要額に対する起債ですよね。それから経常収支比率が99.9%で、県下ワースト7位。財政調整基金がほぼゼロ円。このことは県会の小村議員が、県議会で一般質問されたときに知事からの答弁でもこういうお話が、平群町に特化したお話がありました。

この質問の中の話をもう少ししますと、3市2町に重症警報を出したと。これは皆さん、御存じの話なんですけども、平群町の財政カルテをつくられた。これは先ほど言いました「奈良新『都』づくりの戦略2021」でも重要課題としているということで、公債費と人件費が多い。その理由はね、公債費は公社、一時期45億円ほどの簿価があった公社と駅周で発行した公債費。それと人件費。人件費については初任給が国の基準より高い、職員の平均年齢が高いということが多いということはおっしゃってましたけど、そのことについてもしっかりと見直していく。

それで合同勉強会、先ほど、2月17日にしたということですが、一緒に考えていかなければならないということで、県からは薬であるサプリメントを投与すると。その一つとして、まだ金額は提示していただいてないということですが、無利子の貸付け等であるということもおっしゃっています。それから人件費、初任給基準の見直しと職員の採用計画を今後策定していただきたいとい

うことで、あとは公共施設の閉鎖、廃止を検討すること。それと固定資産税の償却資産の課税強化の検討ということでおっしゃっているようですが、そのことは当然町のほうにもお話が、私が今言ったことは全部行っていると思うんです。その中で今、県との交渉といたしますか、その薬、サプリメントについて、県からはどのようなお話を。具体的なお話はまだ頂いてないのかも分かりませんが、2月に勉強会やっただけなんで。打診等は頂けてるんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま議員のほうより町の財政状況について随分と詳しく御説明していただきました。重症警報を受けまして、当然、町と県の間で合同勉強会が既に始まっております。2月17日には第1回の合同勉強会を開催しまして、その中で今、議員がお述べになりましたように、人件費の見直し、中期的な財政の見直し、物件費の削減とか歳入確保など、多方面にわたって、こういうことをやっていくということで話をさせていただきました。4月以降ですね、第2回の勉強会でより踏み込んだ内容、掘り下げた形で財政について協議をしてみたいと思います。

そういった中で県のほうから財政支援が示されておりますけども、どういったことになっているかということでございます。報道によりますと、県の財政支援、全体で22億7,000万円とそういう数字が上がっております。具体的には主に公債費関係になりますけども、公債費平準化のための既発の地方債の繰上償還のための無利子の貸付け、また公的資金の繰上償還に必要な保証金、それに対する補助、令和3年度事業の市町村振興資金の無利子貸付けとそういうようなメニューが挙げられております。

今、平群町がどのような財政支援を受けられるか、これはまだ未定でございます。受けるに当たっては、あくまでも平群町が自主的に財政健全化に取り組むことが前提とされておりますので、我々がつくっております財政健全化計画、そして、県との合同勉強会を引き続き行いながら、町として財政健全化に取り組んでいく中でですね、県のほうに対しましても財政支援をしっかりと求めてまいりたいと思っております。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。しっかりと県と力を借りながら、もうここまで来てるんですから、やっぱり取り組んでいかなければならないと思うんですね。そ



ういう意味で、おっしゃってる人件費については初任給基準の見直しや職員の採用計画の策定ということで、職員の給与カットというのはなかなか知事もおっしゃってません、確かに。しかし、再生団体になってくるとそんなことは言ってもらえない状況であります。今、管理職もいろいろカットもされてるんです。現状、やっぱり確かに厳しい、苦しい状況ですが、職員の方々も一丸になって、県の力を借りるためには当然、自分のところで自助努力もしなさいよという話になってくるんです。当然いろいろな緊急財政健全化計画も立ててやっていますが、その中で職員一丸となって、何が一丸となるんだということも求められてくると思うんです。そういう意味では、やはり言いづらい話ですが、職員の方々も協力を頂いた給与カットも必要になってくるのかなと。苦しいですが、思います。

そこは町長がしっかりとリーダーシップでですね、職員としっかりと対話を重ねてですね、これまでずるずるずるずると行くんじゃないしに、しっかりと期限も決めてですね、職員の協力を頂けるようにやっていただきたいと思うんですが、最後に知事という言葉で、私もつらい部分があるんですが、これまでの平群町は相談がなかったということもおっしゃってます。一概に言えないが、町長との相性がよかったらもう少しましになっていたのかな。相性というのは意識を共有することだと知事はおっしゃってました。新しい町長というのは困ったときは従順になるけども、どこでもそうですが、別に西脇町長のことをおっしゃってるわけじゃないんですが、困った意識がないときが危ないんです。済んでしまったことですが、あのとき相談を受けていればよかったな。地方政治という話ですが、町長が暴走するのを食い止めなければならない。それが議会の役割であるということもおっしゃっています。やはり耳が痛い話ですけども、この厳しい財政状況の中です。町長がリーダーシップになって、先ほど言いました職員の方々もしっかり対話を重ねながら一丸となって頑張っていくためにも、いかなければならないと、私たちも一緒になって頑張っていかなければならないということを申し上げて一般質問を終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、通告どおり、大きく4点について質問をさせていただきます。町長はじめ関係課長さん、明確な御答弁、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

第1点目、地域公共交通空白解消へ。

現在運行されているコミュニティバスの場合、住民にとって行きたい場所までは行けない、乗りたい時間帯にバスがない、バスの本数が少ない、バス停まで行かなければならないなど、特に高齢者の方々が不便を感じておられ、福祉政策の一助として、地域密着型交通体系の予約制乗合タクシー(デマンド)の導入をすべきであると8年間にわたり、訴えてまいりました。

また、昨年12月議会では、令和3年4月以降に予定されている住民説明会などをどのように実施される予定ですかと質問いたしました。令和3年度予算可決後、精力的に実施、実施方法については新型コロナ拡大防止対策として、小学校区単位や長寿会、また各種団体の総会などの場で、そして依頼があれば出前講座方式の実施、説明会と同時に利用者登録を受け付けるなど予定していると回答をされました。

そこで、質問いたします。

各種団体、自治会、個人などの住民説明会の予定と導入に向けた進捗状況、並びに今後の予定は。お願いをいたします。

次、大きく2点目、町道西山麓線、旧の西和広域農道について。

昭和58年に奈良県が国の事業採択を受け、西和広域農道整備事業に着手、その後、奈良県が道路事業用地の買収着手に伴い、県は平群町土地開発公社に道路事業用地の一部の先行取得を依頼されました。十数年間工事は施工され、平成16年3月31日に西和広域農道整備事業が工事が完了いたしました。

開通に伴い、平成16年3月議会において、起点が櫛原826-2から終点福貴畑1659の間、延長2,020メートル、幅員7メートルの平群町道路路線の認定について、追加案件が提案され、可決をされました。よって、平成16年4月1日、町道西山麓線が全線開通になったわけでございます。

提案理由として、県事業の西和広域農道が完成に伴い、当道路を町道に認定していただきたいとの提案であります。簡単に言えば、県の道路事業は完成しまし

たが、平群町に移譲したいので、町道として認定してくださいとのことであり、よって、そこでお聞きをいたします。

1点目、改めてお聞きします。平群町内の町道西山麓線、延長約6キロありますが、平成16年3月議会に所有権の一部は県もしくは平群町に分筆登記されていないのに、なぜ2キロ間だけの議案を提案されたのですか。

2点目、西和広域農道に関わって、御堂開発が3筆の所有権を主張、平成29年10月に大阪地方裁判所に損害賠償等請求の訴えを提起。平群町が被告人、奈良県が被告補助参考人となりました。令和2年3月に大阪地方裁判所より和解勧告が平群町と奈良県に送付されましたので、翌月の4月に全員協議会が開催され、説明をされました。その後、今年1月の5日に臨時議会が招集され、平群町と奈良県の主張が認められなかった判決があったため、大阪高等裁判所に判決の是正を求め、控訴の申出をいたしましたので、議会に提案され、全会一致で可決され、現在、大阪高等裁判所で審議をされています。なぜ奈良県が被告補助参考人となっているのか。また、事業主体は県であり、被告人は平群町ではないと思いますが、いかがですか。

3点目、西山麓線において、まだこのような事例が存在するのか。するとすれば問題点に対する解決は県なのか、また町なのか、お答えいただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、大きく3点目。職員の意識改革について。

令和3年1月末現在、本町の正職員数は187名、会計年度任用職員数は168名で、そのうち管理職の課長、参事で13名、主幹は33名で、総職員数は355名であります。本町の財政状況は、老朽化した公共施設整備、駅前開発に伴う多額の町債発行と損失補償金、土地開発公社解散に伴う多額の町債発行、高齢者などに伴う社会保障費の増、人口減、少子・高齢化に伴う町税収入の減少、財政調整基金残高はゼロ円、県から重症警報が発令、このまま推移すれば令和7年度末決算で実質収支が約7億円の赤字となり、早期健全化基準を超えることが予想されることから、緊急事態を察し、第2次健全化計画、平成29年10月に策定を見直し、新たに緊急財政健全化計画（令和3年～7年度）を策定されました。

緊急財政健全化を乗り切っていくには多くの職員さんが手分けして、行政の仕事を行っていただいております。そこで、緊急財政健全化において、職員さんが一人一人、緊急財政健全化計画を理解され、実行をしていただくことが基本であります。そこで、職員さんの一人一人の意識改革が重要であります。

第1点目、意識改革の進捗状況と今後の方針は。

2点目。組織の一般論として2-6-2の法則があつて、2割がやる気があ

る人、6割はそれについていく人、そして、2割が会社にとっていいイメージのない人に分類されています。町長、現在の平群町での組織評価と、感想並びに改革意識はお持ちか。お持ちであれば具体的なお考えをお示してください。

3点目、緊急財政健全化計画を実行に当たっては、まず職員の意識調査を実施すべきだと思います。例えば、質問項目に「あなたはやりがいを持って仕事を取り組んでいますか」に対して回答は「そう思う」「ややそう思う」「どちらとも思わない」「やや思わない」「そう思わない」、「新しい取組に挑戦しようとの気持ちで仕事に取り組んでいますか」「あなたの勤務意欲は10年前と比べて向上していますか」などの調査をすべきということで、3点目についてもお答えください。

次、4点目。公共施設等総合管理計画の策定についてであります。

国は平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定され、地方公共団体に要請がありましたので、平群町では平成29年3月に平群町公共施設総合管理計画（平成29年～48年度）が策定されました。目的は、過去に建設された公共施設が大量に更新の時期を迎えているが、一方では各団体の財政は依然として厳しい状況にあると同時に、少子・高齢化を迎え、人口減少社会へ向かっている状況下、公共施設の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化など計画的に行い、財政負担を軽減、平準化を行うことができる。本町の公共施設総合管理計画を、昨年6月にこの問題について質問いたしました。

そのときは、各施設の個別管理計画の進捗状況についての策定は町の責務であります。しかし、現在、各施設の個別計画策定はできていませんという御答弁でした。また、フォローアップとして、本計画の策定の前提は第5次総合計画（平成25年～令和4年度の10年間）としていることから、議会や住民に対して随時情報提供を行い、町全体の認識を共有を図るとなっていますが、遵守されていますか。「各施設の個別計画はできていませんので、フォローアップはできていません」という答弁でした。そして、各施設の総延床面積、6万8,675.6平米を今後20年間で20%以上削減目標が設定されていますが、実施から3年が経過をいたしました。総床面積は何平米及び何%削減されましたかに対し、床面積は合計477平米削減され、達成率は0.7%でありました。

町の最上位計画の第5次総合計画も残すところ3年であり、続いて、第6次総合計画を、令和5年から14年の10年間で策定するに当たって、二、三年を要します。第6次総合計画策定において、公共施設等総合管理計画ができていなければ施設面における基本的な取組はできません。町の無責任な答弁に猛

省を指摘し、今後速やかに個別計画を策定し、毎年行われている住民説明会資料などに提示して、住民に説明を行うべきと要請を行いました。

そこで、今回は1、町の責務であります各施設の個別計画はできましたか。

2番目、各施設の個別計画をいつ頃議会に報告される予定ですか。

3番目、町の最上位計画である第6次総合計画に関する公共施設などの総合管理計画の進捗状況はどうですか。

以上、大きく4点について、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、質問、大きな1点目、地域公共交通空白解消へについてお答えをさせていただきます。

コロナ禍でありますので、各種団体、自治会などの総会が開催されるかが懸念される状況ではございますが、感染症対策を十分に行った上で、できるだけ短時間で説明会を実施していきたいと考えております。また、開催されない場合には、各役員の皆様や地域の民生委員さんの御協力を得ながら、対象となり得る方々の申請を取りまとめていきたいというふうに考えております。

次に、導入に向けての進捗状況並びに今後の予定でございますが、先般、2月9日に介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会が最終開催され、計画の承認を得られました。改めまして計画に位置づけられましたデマンド型交通が正式に承認されましたことを確認いたしました。あとは事業を実施していくための来年度介護保険特別会計予算について可決を頂けましたら、早速説明会の開催、及び実施事業者の選定に係る準備を進め、5月中には事業者を決定してまいりたいと思っております。また、その事業者には8月までに道路運送法上の許可を取得させる予定でございます。

次に、事業実施に当たり、奈良県の安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金の確保に向け、先般、その募集に応募し、3月8日に有識者などで組織されます選定委員会において、公共交通における事業の必要性と効果について説明をさせていただきました。現在、採択の可否の決定を待つ状況でございます。

いずれにしましても、10月より事業がスムーズに実施できますように、滞りなく準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

今後、自治会並びに民生委員さんとか各種団体の長とかいろいろ御協力を得ながらこれを進めていこうという今、御答弁を頂き、また県からも申請はしたよと、採決についてはまた近々回答来るよと、補助金についてはと、そういう御答弁を頂いたわけですが、ここで一つね、提案。僕の提案、よう聞いといてね。それは今後考えてくれたらええけども、平群町デマンド交通運行に関する要綱の制定ということで、これ、皆さんに頂けたわけですが、65歳以上介護保険第1被保険者の方々が対象になるわけですが、今度、各種団体のところへいろいろ行ったり、出前講座の申出ある、これ、行くと、65歳以上の方が今7,000人ほどおいでになるわけやけど、全体に把握してもらうのは僕は無理やと思う。けれども、介護保険特別会計の資金を使う。ということは、7,000人は皆、権利持つてはる。認定される、認定されんは別として受ける権利を持つてはる。ということは皆さんかて、それは認識してはると思うんよ。

それとね、僕の一つの提案というのはここに書いてるように、NCのいろいろな関係であると思うけど、ここで、例えばフレイル状況については3つ以上、ここにあんねけど、6つと書いてますねけど、5つですか、この中で3つ以上あったら要するに登録できますよというお話ですね。資格というかね。それともう一つ、フレイル状況、要介護認定など、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、これ、5つの項目がありますね、該当者。これね、僕は一つ抜けてるんちゃうかなと思う。というのはね、要するに免許証返納された65歳以上の方、これ、どないすんねん。何かの事情で返納された方。僕はここへね、この要綱に一つ付け加えるべきやと思う。

それと、今度は7月に介護保険料が皆、確定するわけや。それにはね、そこへね、そこへですよ、これの要綱の書いた分についてをひとつ送付して、送るべきやなと思う。そのときに忘れてならないのは平群町デマンド交通利用者登録申請書とこんなんがあるわけね、登録申請書。これ、個々にこっちのほうから登録番号全部書いて送るわけや。なぜならば今年度令和3年度予算にこの間、介護保険料の中で役務費の中で郵便代の郵送代が入ってない。3万ぐらいしかない。90円と計算したら六十数万要んねん。この郵便代だけでもね。片っぱだけですよ。往復やったら、これ、百二、三十万要るわけや。そうでしょう。全部申請してくれたらですよ。けれど、もうそんななしというふうに僕は思う。要するにこっちから、7月に確定と同時に送ったらええねん。

それと、何でこれするというたら、65歳になられる方が大体毎年250人

から300人おいでになるはずや。65歳になられる方がね。ということは、第1号被保険者になるわな。その方にまた送るときにも一緒の行為やったらいいねん。そしたら1人も抜け目ない。抜け目ないということは落ち度がないというような。

そこで問題は、ほんなら、ここの状況の中で、この要綱の中でね、この該当は自分、誰が選択するんや、決定するんやという問題があります。これ、自分でしていただいたら一番ええことやで。と思うよ。いや、この中で5つあって、例えば、以前と比べて二、三キロ以上体重が減ったとか以前より歩く速さが遅くなったとか、ウォーキングなどの運動、積極的に週1回以上しているとか、周囲から物忘れがあると言われるとか、訳もなく疲れるような感じがした、この項目の中で3つあったらそんでええ。そういうことを詳しく書いて、あとは受け取られた、登録された65歳以上の方々が10月から供用するデマンド交通に対して、自分で番号おっしゃって登録されたらええ。

というのは、その番号はここにもう先、送っとくわけね、こっちから。こっちから番号つけて送んのやで。ということは利用される方が誰が利用されたというのは全部分かるわけや。チェックできるのや。それと、することによって郵送代が助かる。何でいうたら、介護保険料確定は平群町から必ず送らなければならない資料やねん。そうやろう。送らなければならない資料。そこへ同封するだけ。

ほんなら、まず65歳以上の人は全部受け取るやん。受け取って全部登録のなって、もらえるわけや、登録のやつをね、証書。ほな今度、10月1日から電話して、何番ですと、うちのこうこうしたとこへ来てください。すぐに言えるわけや。一人でも多く利用してもらうんが基本やん。けれども、NCの関係もいろいろあるので、一定のハードルをつくってあるわけや。これはもうよう分かってんの。ハードルつくってある。そやからハードルは自分自身が、受け取られた本人が判断されて、それで自分で決めはったらええねん。

というのはね、「もろうてない」とかね、「説明会、私、行かれへんね」とか、ほんで「私のプライバシーの関係や」と「家、来てもらいたくない」とかな、いろんな問題が出てくると思うんよ。そやから、郵送でそうして送らしていただくのが一番優しい福祉政策の一つやと思うで。これは私の提案やで。しなさいと言うてないよ。僕やったらしますよということですよ、僕やったら。ということは経費要らない。もう60万も100万も郵送代要らない。それと、毎年65歳になりはった方については同じ行為をするから、その方にも郵送代は介護保険の保険料確定の送る、必ず送らなければならない、そこへ放り込んでね。

そういうやり方をされるということと、今言うた、もう一つ抜けてんのは免許証返納者に対する対応策が抜けてましたねというふうに私は思います。その返納者は何でやねん。私、フレイル状態やさかいに免許証返納しましたとか、それはその人らその人らの事情あんねや。それを今、判断はその人、使う本人が自己判断されたらいいと思うねん。そういうことを一つ、僕はちょっと提案したいんやけど、そこら辺は、その点についてな、川西課長、どういうように僕の提案、思われますか。「いや、それはちょっと具合悪いですよ」と、具合悪い指摘やったら指摘で言うてください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ありがとうございます。いろいろと申請、登録の手続について御提案いただいたと思います。少し復唱という形になるんですけども、フレイル状態のチェックの中に運転免許証の返納者が追加すべきだという意見を頂きました。それと、登録する手続、事務ですね。これはいろいろ我々も考えていかなあかん部分でございます。今、御提案いただきましたのが、介護保険料納付書というのか、通知書を送るときに申請書、さらには登録済証も一緒に送ったらどうだという意見、頂きまして、さらに、新たに65歳以上なられた方については、毎年、その都度その都度送っていったらどうだという意見も頂きました。

また、そのフレイル状態のチェックですけども、65歳ということで介護保険料、第1号被保険者対象者というふうになっておられますので、その方々のチェックには自己で判断されていくと、自己チェックというふうなことをやったらどうだということでは言われていただきました。これにつきまして、細かなことですけども、郵送代が少し助かる。目的としましては一人でも多くの方が乗っていただけるということが大事だというふうに考えておりますので、今おっしゃられたような意見ですね、これ、大変前向きな、我々、捉えて取り組んでいけたらなというふうに思っていますけども、あとは介護保険の担当課である福祉こども課とも事務のやり取りにつきましては、少し議論、協議を行いながら、65歳以上の方が対象ですんで、優しい、誰でも使いやすい状況にしていくことがこれ、大事だと思いますので、前向きに捉えて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

御理解していただいたら結構かなと思います。それとね、役場の職員ね、今、



大変いろいろお忙しい、いろんなことでお忙しい、福祉こども課の課長も今お話、出ましたけど、手続上そこへ、封筒へ入れるだけのことでございますんで、総務防災課とより一層、緊密ないろんなお話をされですね、7月には必ず送らなければならないんですからね、ひとつ、その点、ちょっとよろしくお願いたいなと思います。今、答えは前向きに検討するというので、おっしゃっていただいたということでございます。

そこで一つね、ここでちょっと誤解されたいかんのね、今回デマンド交通が運行できるようになったのも、よう聞いてくださいや、町内を運行している民間バス会社の理解があって実施できたものとなりました。町内の民間バス会社がね、やっぱりそんだけね。また、町外のいろんな医療機関への拡充を要望される住民がたくさんおいでになることは事実でございます。しかし、民間バス会社が理解していただいたことを私は考慮すべきやなと思います。そやから、要するに町内のデマンド交通をまずは充実させること、これが僕は大切と思います。

というのは、あまりそれを拡充しますと、民間のバス会社が撤去、撤退します、路線バスは採算取れませんかと言われたときはどうでしょう。大変なデメリットも起こってくるわけやと私は想定します。よその市町村もいろいろ調べましたけども、一定の補助金も渡しておられるところもあります。けれども、財政厳しい平群町でございます。まず、私のそういう要望もありますけども、私に要望された住民に対しては、こういうことで考慮して行って、今回デマンド交通が運行できるようになったのも民間バス会社の、一番影響受けるのは民間バス会社やからね、そこの理解があって平群町に10月から運行できるようになりましたよというふうに説明してます。説明していただいて、ほんなら、もしも路線バスがなくなったらこうなります、いろんな弊害も起こってきますんで、そこら辺もよう考えてくださいな。なら、そういう話をしますと、一定の理解はしていただけてます。まず、それよりまず町内を充実しましょうと。皆さんのデマンド交通、移動手段、拡充しましょうということだけお願いたいなというふうに思います。

それで、高齢者にとってはね、住んでよかったなと思っていただける政策にすることが大事であります。高齢者福祉政策の一助としてデマンド交通は大変喜ばれる政策と私は評価しています。しかし、特に移動手段を持たない方に一人でも多く御利用していただくことが基本であります。10月から事業をスムーズに実施できるよう、町長はじめ担当者の方々には非常に御足労おかけいたしますけど、よろしくお願いを申し上げます。

議長、この質問はこれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2項目め、町道西山麓線についてお答えいたします。

①点目、当該、県営西和広域農道整備事業は本町を南北に約6キロメートル縦断し、三郷町区間の約1キロメートルを合わせ、総延長7キロメートルにわたり、平均幅員7メートルの道路を築造する非常に大規模で長期間にわたる道路事業でございます。また、昭和58年の国の事業認可取得時に事業主体である奈良県と平群町の間で、完成した道路は平群町が維持管理を行う旨の承諾を行っております。このことから当該承諾書に基づき、本町が当該路線の維持管理を適正に行う上で管理上、または交通法上の規制などの観点から、奈良県の工事が完了し供用できる部分から本議会を経て道路認定に至った経緯がございます。

議員御質問の平成16年3月議会の道路認定は櫛原地区、櫛原トンネル南側から福貴畑地区、集落センター西側までの約2キロメートルの区間について、特に地籍等の混乱地であった櫛原地区で、また本町の国土調査も実施していたことから用地取得が難航し、事業が大幅に遅延していた区間でございます。そのため、当該訴訟の土地を含め、土地の分筆や未登記の物件が存在するが、道路形状は完成しており、供用が可能な状態にあったことや、平成16年4月1日の全線供用開始を目標に奈良県や三郷町、または地元自治会等とも協議をしていたことから、昭和58年の奈良県との承諾書に基づき、平成16年3月議会に上程し、可決を頂きました。

②点目、当時の事業主体である奈良県が補助参加人であり、本町が被告となっているかにつきまして、町道西山麓線は平成16年3月に道路法8条に基づき、議会の議決を経て平群町が道路管理者となっております。よって、原告が主張している「遅くとも平成29年2月17日以降、本件土地3筆を平群町が町道として供用開始し、道路として占有していることが違法行為及び不当利得に当たる」と訴えを起し、大阪地裁がそのことを認めたため、本町が被告となっております。

しかし、奈良県は当該農道整備事業の実施主体でございます。本件土地の買収に至っては、本町の土地開発公社が奈良県より依頼を受け、土地の買収に関わった事実があるものの、奈良県がその土地の分筆及び所有権の移転登記をする義務があり、また、本町は奈良県から道路の管理を委託されたものであり、奈良県が本件土地を取得する際の手続に瑕疵があったことが起因して本町が敗訴した場合は、本町が奈良県に対し、求償を求めることとなります。したが

まして、奈良県は本件訴訟の結果について利害関係を有する第三者に該当することから、本町顧問弁護士から大阪地裁へ提出した控訴告知書が認められ、奈良県が補助参加人となりました。

本件訴訟の今後の予定でございますが、昨年12月24日付の大阪地裁の敗訴の判決を受け、本年1月5日に開催された臨時議会で訴訟の申立ての議決を頂き、今後は大阪高等裁判所で被告・本町及び被告補助参加人・奈良県と原告・御堂開発と訴訟が始められる予定となっております。いずれにいたしましても、今後、本件訴訟が進む中で議員の皆様にも一定の御報告をさせていただきます。

③点目、町道西山麓線における本件のような土地の分筆や未登記物件が存在するかにつきまして、また、責任の所在についてでございますが、現在本町が把握している限りでは町道西山麓線において特に福貴畑地区において未登記の物件が多数存在し、県事業として用地取得を行っており、不動産登記法上の義務者であると考えます。また、これまで一定区間で土地の分筆登記などが完了している箇所については、奈良県から本町に譲与しており、今後も同じスタンスで進めてまいりたいと考えております。

事業着手時の昭和58年から30年以上が経過しております。奈良県にも当時の担当者がいない状況であり、今後、このような課題を解決することは非常に困難であると考えます。しかし、当該道路整備に対し、土地を協力していただいた地元地権者の方々に今後、御迷惑をかけることがあってはなりません。本町としても町道西山麓線は非常に重要な路線であり、今後も主要幹線路線として供用していくためには奈良県に協力し、解決方法や時期、費用なども含めて協議してまいりたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

1点目についていろいろ御答弁いただいたわけですけど、なぜこのようになったのか。何で裁判になったのか。要するにこういうことですよ。例えば町道認定基準というのがあります。町道認定するにおいて、要するに、権原、所有権は平群町に移転してます。それとか地役権は平群町に移転してます。それとか借地権が移転してます。これが一定の基準になってる。それが一切ない。なかったから裁判になったわけ。けれども、そのときには国調ができていなかったということで今、御答弁を頂いた。これを町長、国調はいかに大事か。僕はこれ、議員になってね、昔、野村助役さんがおいでになったときにね、まだ覚えてますねん。何で国調するんやと。国調は住民の財産の確定をしまし

ようと。それと正しい課税台帳を作りましょう。三つ目は公共施設をスムーズに行うために国土調査をやりましょう。これや。全くできてなかった。

けれどもね、そのために、ほんなら、先ほど今田課長がおっしゃった奈良県が本町に土地を取得する際の手続に瑕疵があったと言うたな、瑕疵。瑕疵といったらなかなか重要な言葉やで。全くそのとおりや。今度は和解来たけども、うちら和解は奈良県ともしないということで議会で、今年の1月かな、何か臨時議会されて可決になって、高等裁判所へ今行ってるわけやけど、そこで腹立たしかったのは奈良県が被告人になってたわけや。それが僕にしたら非常に腹立たしい。

それと求償を求めます。いろいろ御答弁も頂いた。そのときに今後のことも考えなければならぬので、まだありますかと言ったら、福貴畑地区にあると。福貴畑地区はたしか国土調査はされたはずや。成果は法務局に登録してないからしてないのと一緒やという認識するわけや。法務局登録してない、成果をね。ということは、昔の公図や公簿そのままですってわけや。そやから、これも一日も早くね、御協力していただいた地権者に迷惑かかったらあかんねん。一日も早くこれはせねばならないというふうに思います。

それとね、もう一つ大事なことはね、今後、弁護士費用とかいろんなお金が要るわけやん、平群町が被告になったら。これ、県のほうでやな、ちょっと瑕疵があったら奈良県へ求償を求めてほしいなというふうに思います。その点について課長、どう思うてはるかな。まず御答弁を頂きたい。

それと、今度な、着手して30年以上もたってんねん。まして、こういうふうな係争地でいろんな問題もあるやろう。そこにはもう地権者の方にもいろんな事情もあるやろう。お亡くなりになってる方もいろいろあると思う。それはね、町長、担当者レベルでは僕はちょっと具合悪いなと思う、失礼なこと言うけど。これは町長自らがリーダーシップ取って県のほうへね、地元協力者に対して町長が奈良県と協議できるように自らリーダーシップを取ってほしいなというふうに思いますねけど、町長、その点、どうですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

先ほど御答弁をさせていただいた中で奈良県の本件土地を取得する際の手続に瑕疵があったというふうに御答弁させていただきました。この件につきましては、弁護士費用等々を奈良県へということでございますが、現在係争中ということもございます。また、奈良県との信頼関係ということで、御答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、馬本議員の町道西山麓線についてお答えさせていただきます。

町道西山麓線につきましては、所有権におきまして訴訟となっております。議会への説明や敗訴を受けて、令和3年の1月議会で控訴の申立ての議決を頂いたところであります。今回、訴訟になったこの件を教訓にいたしまして、このような問題を放置すればするほど権利関係のトラブルや相続の発生した場合の手続の複雑化や相続税、固定資産税などの協力をしていただいた地権者の皆さんにも御迷惑がかかりますので、私自ら奈良県に赴いて、早期解決に向けて鋭意取り組んでまいります。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

先ほどいろいろ弁護士費用等について、県に瑕疵があったらそういう点について求償を求めたらどうかということで、今田課長が一定、今、県で係争中やから、県と今タッグを組んで信頼関係もあるので、この答弁については控えたいと、それは私、一定もう理解いたしますので、それで結構です。

町長についてもね、もう30年以上、先ほど言うたようにたってますんでね、担当者も大変と思いますのでね、町長自ら先頭へ立ってリーダーシップを取ってください。よろしいです。その点、取るということで御理解、今、御答弁いただいたんで、それで結構です。この問題についてはね、今後、高等裁判所で審議されますが、平群町の勝訴を祈念をいたします。

これの質問はこれで結構でございます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

御質問の大きな3点目、職員の意識改革についてということで、小さく3点質問を頂きました。まず、1点目と2点目につきまして一括してお答えをさせていただきます。

職員の意識改革につきましては継続的に取り組んでるところでございます。常に町民の皆さんの目線に立った仕事を行うことが基本でありますので、様々な分野の職員研修やアカデミー研修、そして、奈良県への出向などを行い、意識改革への気づきの機会を創設しているところでございます。

2-6-2の法則につきましては組織の研修などでよく聞いております。本町につきましても人事考課や研修等を行い、取り組んでおりますが、残念ながらそのような法則に当てはまっているような感じをしているところでございます。

そのようなことも踏まえまして、今後について部長制度に伴う機構改革をただけでは組織は変わらないものであります。実効性を高めていくには役所にありがちな縦割りの障壁を打ち割ることが重要であり、柔軟で機能性の高い組織へと役場の体質改善、職員の意識を時代の動きに合わせて改革をしていくことが重要であります。そのためにも課題について自ら考え、自分を伸ばそうとする意欲を持つことや知識を蓄積すること、そして、管理職がリーダーシップを発揮して、適切な判断と目的達成のための組織のマネジメントを行っていくことが重要であると認識しております。引き続き研修や自己啓発等の促進などにより、職員個人の資質向上と意識改革を図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、小さな3点目でございます。

現在、平群町安全衛生委員会と平群町職員労働組合の共同によりまして、平成27年度、平成30年度、令和2年度と2年に1回「働きやすさ・働きがいに関する職場実態調査」というものを全職員を対象に実施しておるところでございます。今年度も令和2年の10月に実施し、340名に配布し、200名からの回答を頂いたところでございます。

質問項目も68項目にわたり、やりがい、休養・ストレス、給与・人事、コミュニケーションなどのカテゴリーに分けて実施しております。議員お述べのやりがいについては、働きがいは84%の職員があると答えており、仕事への意欲は高いのかの質問につきましても84%の職員が意欲は高いと答えております。新しいことへ挑戦することにつきましても、内容は違いますが、仕事への前向きな意見が多くありました。また、仕事への達成感についても82%の職員が感じている結果となっております。議員から御提案いただきました意識調査については、引き続き、質問項目を検討しながら実施分析、対応に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

僕が先ほど質問さしてもうた1と2やけど、ここで、2点目でこない言うてる。町長、現在の平群町での組織評価と感想並びに改革意識はお持ちですか。お

持ちであれば具体的なお考えをお願いしますとこう言うてるわけや。これについて再度御答弁いただけますね。

それと、それが今、おっしゃったのがこうおっしゃってる。目的達成のための組織マネジメントを行っていくことが重要と認識している。引き続き、研修やらやっていくということを取り組むという回答は頂いたんやけどもね、僕の言いたいのは2-6-2の法則を4-4-2とかね、4-5-1とかの目標を持って意識改革に真剣に取り組むべきではないですかという決意を聞きたかったわけや、決意をまず。次、もう1回、それについて決意、お答えいただけますか。

次、3点目ね。3点目の意識調査とかいろいろ御答弁いただいてんけども、平群町の安全衛生委員会とか平群町の職員さんの労働組合の共同で現場の実態調査を2年に1回やっていただいているということについては敬意を表したいと思います。これについても昨年の10月にされたという。そこで大事なことね。340名の方に配布し、200名でどういうことや、これ。考えられんで、民間やったら。これ、住民、聞いたらどう思う。回答200人しかしてない。強制とか云々の問題違うの、これは。そんなん聞く問題ちゃうの、これ。ほんでね、これの中でね、今言うたね、たしか。働きがい84%の職員があると回答、達成感82%。何やこれ。それ、胸張って答えられる御答弁ですかと僕は言いたいですよ。回答率で聞いたら59%や。残り41%が未回答や。これね、住民が聞いたらどう思う。何やと言われる。

何でこれ、僕、今回、意識改革聞いたかというのはね、緊急財政健全化計画。財政が大変。先ほど山田君の言うたように議会と行政一体となってやらなあかんねん。それには職員さんも頑張ってもらわなあかんの。そういうことで、これは今回提案してんけども、ここでね、これは僕にしたらね、緊急財政健全化計画を策定している以上は本町の財政は大変やから、僕は毎年行うべきやなという認識してるの、毎年。本当やで。ここでね、これについて82%とかね、達成感とか目標、やりがいがあるとか。これ、82とか84とか胸張って答弁言えるのかな。僕はこれは恥ずかしい。恥ずかしい、こんなん、何やで、これ、地方公務員法、全体の奉仕者はいろいろあるわな。これ、僕はこら辺のことについてはもうショック受けましたね、今。

それとね、それについてまず一つね、何でこんなに低かったんやという原因は解明されてると思う、総務防災課で。まとめてあるということやから。それについての答弁下さい。また、そこからまた違う話をさせてもらいます。どうぞ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今までの議員の質問の中で組織に対する評価、具体的な取組であるとかいうことでございます。これにつきましては、評価につきましては先ほど言いましたけども、なかなか2-6-2の法則に残念ながらなっているということで、具体的な取組にしましてはアカデミー研修、職員の研修、奈良県への研修センターへ行っての研修、また奈良県の職員の方との交流ということで今現在行っておりますが、そういったことも行いましたけども、なかなか議員おっしゃったとおりの2-6-2の法則に近いような状況になってるんじゃないかなというふうに評価しているところでございますが、決意といたしましては、それではいけないということで、やはり少数で有意義な効果を上げていかなければならないということで思っておりますので、いろんな方法をまた駆使しながら決意を新たにしていきたいと思っております。

それから、3点目のアンケートの回収率の低さ、これの原因は何なんだということでございます。分析の中としまして、68項目というふうな、68、ちょっと多かったかなということも思っております。これを書くこと自身がしんどいという意見もあったというふうな状況も聞いております。正規職員と、職員全員ですので、会計年度任用職員さんとも両方させていただいたということが一つの低さの原因になっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

問題提起の、今おっしゃったように68項目もあるよと。問題が多過ぎて受け入れられなかった点、あるんちゃうかと。それと、会計年度任用職員さんも対象にさせていただいたんですよということやな。これがまた大きな間違いやな、これ。住民から見たら、どやねん。会計年度か正職員か関係あれへんやんか。住民から見たら職員に変わらないやんか。ということ自分ら、いつも目線を住民の目線で持っていかなあかんのちゃう。これは行政職員が再認識せなあかんとこやで。そんな会計年度任用職員やったら雇わんとけっていうふうに言いたいでほんまに。雇用するなと住民、言うで。住民から電話かかってきたら、窓口へお越しになった、「これについてちょっと手続きお願いします」。会計年度任用職員のおいでになる方いてはった。「それは分かりません」。「何や、この職員は」とこうなるで。住民から見たら平群町の公務員の職員やねん。ちゃうか。間違いあらへんがな。正職員ですと札ついてるか。わしは会計年度任用



職員ですとついでるか。そんなん、あれへん。

そやから住民の目線で、行政諸君、川西総務防災課長、人事の関係やけど町長はじめね、やっぱりこれは住民の立場の目線に立ってほしいな。そやからそういうことがまず、堂々とそういう答えが言えんねん。会計年度任用職員おったさかいにそういう回答率低かったんですと。臨時職員が多かったから回答率が少なかった。恥ずかしいと思いなさい、恥ずかしいと。というふうに私は思いますよ。こんなん民間企業で通じますか。絶対民間企業では通じないというふうに思います。

そこで、まずね、それはそれとして、今後それについて、川西課長、今、その言葉について、私が今、住民側の目線で見、課長はどういうふうに認識されたか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、議員からいろいろお叱りいただいて、そのとおり、住民目線というところにおきますと、職員、正職であろうが会計年度任用職員であろうが同じだということですので、仕事としては対応していかなあかんというのはもう間違いないので、その辺につきましては住民目線を意識し、意識改革は必要というふうに考えますので、改めまして庁舎内での研修方法、人材育成、これについても再度協議して、いろいろな方法を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

馬本君。

○12番

僕、質問で最初ね、令和3年1月末現在で本町の正職員は187名、会計年度任用職員168名、そのうち管理職の課長・参事13名、主幹33名、総勢355人という質問をしてるわけやけど、ここでやね、正職員53%、会計年度任用職員の人47%いはる。この件について、雇用割合をこれ、どう思う、これ。ここら辺。雇用割合をどのようにまず、課長、どのように認識される。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

会計年度任用職員という制度が今年度からできたところでございます。決して会計年度任用職員が多いの、この割合、いい割合というふうには思っておりません。今ちょっと財政厳しい中、職員の人数も考えながらいろいろ対応して

いかなあかんという時期に来ております。この多くというのがこども園であるとかそういったとこどこの方々が割と多いんですけども、その割合につきましても今後、適正にはできるように、何が正しいのかということも含めまして、再度検討して対応していきたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

最初に今、多いと思ってないよと言うたやん。言わなかったか、答弁で。もう1回言うたろ。最初、会計年度任用職員はこれで多いと思っておりませんと言わへんかったか、今の答弁、再質問で。次になると先に言うたのとまた変わってきた。

要するに僕はこういうこと言うてんねん。臨時職員が多過ぎんちゃいますかと。会計年度任用職員が。今度、保育所の保育士さんのいろんな関係もまた一般質問出してはる方もおいでになると思うけど、要するにこの問題もそうやんか。要するにゼロ歳児こうこうやったら、待機児童こうこう、乳幼児いてはったと。ほな職員さん、今ちょっと、要するにお産とかいろんな形で正職員、休んでおられる。臨時職員、対応がなかなかなかったと。会計年度任用職員な。その当時は臨時職員やったけど。そやから僕は正職員の率を安定させて、僕、お話ししたじゃないですか。それで、正職員は一切財政健全化計画で雇用しませんとあんだ、書いてあったにもかかわらず3人とか雇用しはったんちゃうの。

そやからね、今、僕は大体考える、いろんな評価の仕方あると思うねん。47%は多いよ。やっぱり正職員はね、絶対数は知りませんよ、今後人口は減っていく云々のこともあるけども、3割やなというふうに私は思いますよ。3割ぐらいが。そやから今の、もう1回聞くけどね、川西課長、聞くで。多いとは思いませんて、あんだ最初言うたんやから。ほんで、それは47%は多いとは思ってないんやったら思ってないと言うてくださいや。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません。多いとないと言った、すみません、間違いということで、少し多いとは思っております。その辺の割合について、今後は適正にしていくというのはもちろん大事なことであるというふうには考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

それはそれとしてね、これも一つ提案しときますわ。今度、後でまた何されたいと思うけど、要するに新採用されますわね、職員さんを。そのときね、要するに新規採用は条件付採用の期間は6か月間。民間企業では約3か月程度研修されるわけやけど、ここで平群町は行政職給料は1を使うてんのや。全部1。平群の職員さんは行政職1ですよ。ということはね、3か月の間ね、やっぱり職員にね、新採の職員がすぐに席ついてもろたらね、こんなことある。昔あったのが「すみません、馬本です」「どこの馬本さんでっか」ということで議会で問題になったこともあってん。議員さんのやつぐらいデスクに置きなさいという話になってんよ。そんなん構へん。住民や。例えば、私、どこどこの地域の者ですと。新採の方、平群町全体知ってはりますか。僕の提案はこういうことやと思う。要するに民間企業へ3か月かそこら辺ぐらいの程度で一遍研修しに行かはったらどうですかと。

というのはね、こんなことあんねん。これももう恥ずかしいことやけど、平群町に昔、挨拶運動しましょうとワッペンが張ってあった。何をしてんの、これ。挨拶なんか当たり前やん。朝やったら「おはようございます」、昼には「こんにちわ」、こんなことでけてへんのかとなるで。そんなん民間では許されへんで。例えば、どっかのバンク行ったら、お客さんの接待の仕方。そやろ。そういうこと。

それとな、僕のもう一つ提案。これも提案やで。平群町全体を分かっていたくために清掃のパッカー車、例えば1週間でも10日でも乗ってもら。何でと。どこどこはどこ、あの場所。平群の住民が「私、どこどこの住民の者です」と。地理も知らんで対応でけへん。これもひとつ、やってもらことも僕は大事ちゃうかなと。一つ、これも提案ですよ。するせんはまた検討したらええねん。そやから、それ、何であえて言うたかいうたらね、やっぱりね、職員の資質向上、新人から。職員の資質向上とやっぱり平群町の全体の奉仕者としてやっていくんやと。まず地理を知ってもら。また、民間感覚を持ってもらう。これで住民に接する。住民はお客さんとは言いませんけども、そのぐらいの認識で住民には対応していただきたい。というのが新職員さんの私は身をもつてのやることではないかなというふうに提案します。

これはある何々村で行われた行為で、そこへ研修行ったときにそんなんやっではりました。やっぱり全然違うと。ホームセンターへうちの村は行かします。なら、もう挨拶は全然違いますということもおっしゃった。村長もおいでになりました。そういうこと、これは提案でございますので、川西課長、あえて答弁は結構ですよ。そやから、今言うたように資質向上のためにもっとね、川西課長、しっかりと、しっかりと住民に対する意識改革を行政、持っていただき

まして、襟をより一層正していただいね、この緊急の財政困難の平群町を乗り切っていくことを私はまずあなた方たちがやっていただくこと。そうなれば平群町議会も一生懸命ついて、皆一緒に両輪のごとくやっていかれると思います。ひとつ、よろしく願いをいたします。ひとつ提案はしてますから。また、1年に一遍にする、しない。それとどういう方法で今度調査する。今度また後日、いつ、またなったら聞きますから。今みたいな59%の、6割しか回答ないというそういう恥ずかしい数字だけ出さんでくださいね。まあひとつ、この件についてはこれで結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員御質問の大きな4点目、公共施設等総合管理計画の策定についてお答えいたします。

この計画の策定目的や個別計画の必要性については議員がお述べのとおりでございます。

そこで、御質問の1点目、個別計画の策定状況でございますが、とりわけ学校教育施設や公営住宅、インフラ、道路、橋梁でございますが、そういった施設の長寿命化や修繕工事については計画策定が国庫補助金や地方債協議の要件ともなっております。現在、全ては網羅しているとは言えませんが、一定個別計画の策定はできている状況でございます。

しかしながら、特に箱物に係る個別計画については大きな方向性、更新、統廃合、長寿命化、そういった方向性は総合管理計画で示してはおりますけれども、例えば行政系施設、役場ですけれども、現庁舎の建て替えは検討すると、そういうふうにはなっておりますけれども、その時期や方法については具体的にはなっておりません。箱物に係る個別計画は策定できていないのが現状でございます。

次に、2点目、各施設の個別計画をいつ頃議会に報告するか、その予定でございます。

個別計画につきましては、特に箱物に係る分については施設ごとに方向性が異なっております。清掃センターにおきましては、一定の時期まで施設の延命化を図り、焼却業務については広域化してまいります。また、総合スポーツセンターウオーターパークについては令和3年度はプールを中止し、その利用については調査検討するというふうにしております。

施設ごとに状況が異なっておりますので、なかなか全施設を包含した形での個別計画は策定できておりません。一定の方向性が定まれば議会に報告してまいりたいと考えております。

次に、3点目、第6次総合計画との関係についてでございます。公共施設等の総合管理計画では総合計画の見直しの時期に併せて随時フォローアップを行い、必要に応じて順次計画の更新を行っていくとしております。6次総計の策定につきましては令和3年度、4年度の2か年をかけて実施してまいります。令和3年度については、第5次総合計画の分析や住民意識などのニーズ調査を中心に実施してまいります予定をしております。公共施設の方向性である個別計画についても並行して策定に努めてまいります。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目です。昨年6月に一般質問して、そのとき、箱物については個別にはできていないと。今回も同じ御答弁でございます。非常に残念であります。これが残念でありますだけで済んだらええんやけど、最終的には住民のどこへ迷惑かかることになるわけでございます。というのは第6次総合計画が待っているわけでございます。これは平群町の最上位計画でございます。そこでは公共施設等の管理計画が絶対必要であります。なぜならば、そこで財政も皆、伴うていきます。大事なことでございます。

それで、職員で公共施設の令和3年度で個別でやっていくという御答弁いただきました。政策推進課の方々、えらい申し訳ないですけど、業務はそんなに暇かいな。やれるんかいな。僕、さっきも質問したで。きつく質問したんやから。これはね、「いや、できませんでしてん。非常に時間ありませんでして」、こんなんでも通る話ちゃいますよ、この問題は。それはね、これね、そのときの職員で公共施設の個別計画を策定していきます。これは議会だけの答弁。これはもうやめましょう、今後。実のある答弁違う。そこで後で言うけども。

議会については今、最初、報告はどうやねんと言うたら、総合スポーツセンターのプール並びに清掃センターの経緯については議会で報告してるということやけど、決まってへんやん。あんたんとこ、報告はあれ、報告ちゃうで。勘違いしたらあかんで。何年にここを廃止します。こういうことで廃止、財政はこんだけかかります。全部伴うんやで。そんなきちっとした報告したか。してないやろ。あれは独り言しゃべらただけや。というふうに認識しよう。

それともう一つな、ここで第6次総合計画については令和3年、4年の2か年をかけて実施してまいりますとこうおっしゃったわけや。しかしね、これ、2か年と言うけど、できるんかいな、これ。よう聞いてや。第6次総合計画、基本構想あってな、まず基本構想、本町のまちづくりの最高理念を構成、基本

計画は各分野にまたがるまちづくりの主要な政策について基本を明確にその目標達成のため主要な政策を計画、実施計画、基本計画に実施に当たり財源計画を示すもので構成されているわけでございます。本町の公共施設総合等の総合計画は第6次総合計画、まちづくりの上位計画を策定において、施設面における重要計画であります。本計画には平成初期を中心に建築、整備された施設の建て替え、補修は今後20年以内に集中するために総合管理計画を予定、実施に当たっては財政計画と連動しなくてはなりません。しかし、現在は進んでいないということで御答弁を頂いていると思います。

個別の公共施設の管理計画をまず行うことが急務であります。時間もないと言います。本当に職員だけで策定できますか。令和3年度予算に計上していないコンサル委託料を速やかに計上するよう検討することが必要と考えますが、町長はこの件についてはどのようにお考えですか。

○議長

副町長。

○副町長

お答え申し上げます。

公共施設でございます。特に箱物についてですけれども、これは建築後20年以上経過してるものが大半でありまして、非常に老朽化が進んでいるということでございまして、このことについては長期的な視点を持って更新や長寿命化を計画的に実行することで財政負担を軽減、あるいは平準化ができるという、このことを実現するためには公共施設の総合管理計画、特に個別計画ですね、このことについては策定すると。

併せて、これ、6次総計と同じタイミングで進めるということとは必要あるというふうに考えてます。議員御指摘の業者発注すべきではないかということなんですけれども、これ、先般の予算総括審議でも一定お答えをさせてもらってるんですけれども、基本的に職員でできることについては行っていきたいと、このことは行っていきたいと思ってます。基本的な情報の収集であるとか、あと現状分析であるとか、職員のできることもあると思います。このことは行っていきます。

一方で、例えば個別の管理計画でいきますと、改修費用の算出であるとか、あと、こういった改修の仕方をするか、長寿命化の手法ですね、こういったことについてはもちろん専門的な見地が必要になってきます。このことはコンサル発注についても検討するというか、コンサル発注じゃなかったらできないというふうに思ってますので、これについては、令和3年当初予算については計上してないので、改めてまた議会のほうに御相談をさせていただくということ

で御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長

馬本君。

○12番

副町長、正解ですわ。こんなね、あと2年しかないんですわ。3年、4年でつくらなければならない。基本構想から基本計画、実施計画とほんま3年で大変。今、副町長がおっしゃったように、これね、職員でできることはやって、そら、僕はやるべきやなと思う。けれどもね、職員でできない専門的な手法とかいろんなことあると、計算方法もあると思うねん。それは今、また今後、補正予算でお願いしますというふうな御答弁やと思います。それはそれで出していたら僕はええと思いますわ。

今おっしゃったようにね、経過25年以上の施設が現在13施設あってな、ほんで4施設があって、廃止したんは3施設廃止したはずやから。というのは3施設廃止して複合施設を建てたからな。例えば、もう経過40年近い、かしのき荘やな。かしのき荘がもう40年近いんですよ。それからプリズムへぐり、くまがしはもう計22年、総合スポーツセンターは28年もうたってるわけや。基本的にね、そういうことがありますんでね。

そこでちょっとお願いしたいのは、本町の第6次総合計画、最上位計画を策定するに当たってはね、他の市町村の職員が来て、他の市町村を参考にされるのは僕は許されると思う。参考にしたらええと思う。しかし、まるっきりのコピーは駄目やで。これだけ言うとかで。まるっきりのコピー、駄目。平群町は平群町のカラーやから。それだけ言うときますんで。

副町長、こうしてね、前向きな御答弁頂きましたんで、第6次総合計画が立派な総合計画できることを御祈念申し上げます。ひとつよろしく申し上げます。

これで、議長、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時59分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 4 番、議席番号 1 1 番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○ 1 1 番

それでは、通告に基づきまして 2 点について一般質問を行います。

まず 1 点目、平群町観光基本計画についてであります。

本町の観光基本計画は、観光の振興が交流人口の拡大や地域経済の活性化の柱となり、地域が持続的に発展していくための原動力になるという共通認識の下、本町における観光の在り方を明らかにするとともに、観光を軸としたまちづくりを戦略的に進めていくための方針とその展開方法を示すものです。そのため、本町を取り巻く環境の大きな変化を見据えつつ、本町が持つ自然や歴史といった豊かな観光資源を生かし、住民と共に活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するため観光施策の指針となる観光まちづくりの基本計画として策定をされました。これは本基本計画の前文に当たる部分に記されているもので崇高な理想像が目に見えます。

この立派な計画も立案当初から約 8 年が過ぎました。もともと平成 2 5 年に策定されて計画期間は 2 0 1 3 年から 2 0 2 2 年までの 1 0 年間であります。計画は前期、中期、後期の 3 スケジュールに分かれております。まず、前期は 3 年間で観光基本情報の収集作業や各種展開の実施計画の立案などであり、次に、中期は 5 年間という長いスパンであります。内容は具体的な事業実施期間であり、対外的な広報活動を積極的に行う期間であります。この中期の期間が本計画を左右すると言っても過言ではありません。そして、後期 2 年間です。次年度から 2 年間で実施内容及び継続状況の検証を行い、計画の見直しをも行う期間であります。

そこで、お尋ねいたします。

まず 1 点目は、計画当初から前期、中期の 8 年が過ぎ、どのような成果があり、どのように評価しておられるのか、お聞きいたします。

次に、2 点目として最終 2 か年は後期として計画の見直しを行う期間であるが、今後どのようにして進めていかれるのかをお聞きをいたします。

2 点目です。2 点目は文化財の保全と活用についてであります。

古くから文化的に開けた本町には国宝を含め国指定の文化財 8 件、県指定の文化財 1 2 件、町指定の文化財が 1 9 件あり、指定文化財以外にも多くの文化財や歴史的遺産があります。

このような多くの文化財を今後、次世代に引き継ぎ、保護、保全していくには関係団体の活用はもとより地域住民が力を合わせ取り組んでいかなければな



りません。

そこで、3点についてお聞きいたします。

まず1点目は、主に文化財保護委員の議論となるところでありますが、文化財保護に向けて今年度の事業内容はどのようになっていたのか。併せて、次年度はどのような計画を持っておられるのかをお聞きいたします。

2点目として、現在、指定文化財は39件であります。第5次総合計画の目標値は45件となっているが、新規指定文化財の予定はどのようになっているのか。前回、平成30年9月議会の一般質問では4か年にわたる発掘調査の結果、室町・戦国時代の山城遺跡であることが出土遺物から裏づけられるに至った椿井城址を町指定の文化財候補として進めていきたいと言われましたが、その後、どのようになっているのか、お尋ねいたします。歴史的な差異により指定も変わるとは思いますが、単に目標値の数合わせでなく、慎重な審査をお願いいたします。

3点目として、国指定の史跡である烏土塚古墳の件であります。昨年末から上部から雨が漏れ出し、内部が水浸しになったりしております。現在は応急処置が取られ、落ち着いておりますが、根本的な修復工事も必要かと思われませんが、今後、どのような方法で烏土塚古墳を守っていかれるのか、お聞きいたします。

以上、2点ですので、よろしくお聞きいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、さきの前期、中期の観光基本計画、後期の取組等についてお答えさせていただきます。

まず、平群町観光基本計画についての1点目の前期、中期の成果とその評価についてですが、平群町では平成25年4月に本町が持つ自然や歴史といった豊かな観光資源を生かし、住民と共に活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するため、観光施策の指針となる観光まちづくりの基本計画として平群町観光基本計画を策定いたしました。

計画期間の前期、平成25年から平成27年では、町内に存在します自然環境や歴史遺産、農産物等の多くの観光資源を分かりやすく紹介した新たなハイキングマップと観光パンフレットを作成し、景観ポイントとして3つの名勝、そして、へぐり谷景観15選など、これまでの周知の観光スポット以外にもそういったものを選定し、PRに努めてきました。また、同時に町が保有する自然、歴史、農産物、暮らしなどにおいて平群の魅力を知ってもらうために独自

の平群町観光ホームページを開設し、ハイキングマップや観光パンフレットを連動させて最新の情報が届くようにいたしました。また、平群ブランド認定制度を発足させ、古都華イチゴ、ぶどう「デラウェア」、バラ、元山上千光寺、信貴山朝護孫子寺、小菊等について認定いたしました。

中期の平成28年から令和2年では平群ブランドのポスターを作成し、平群町が誇れるものとして、道の駅や奈良県立美術館へぐり展、奈良県ビジターズビューローと共同での観光展等でPRし、観光・体験商品の開発に努めてまいりました。

評価としましては、信貴山を中心に生駒郡内を含む近隣市町村との連携が深まり、各種イベントへの参加を契機に、相互に無料観光PRブースを設けるなど、情報発信により、平群町を含む奈良県北西部の観光地としての認知度向上に一定の効果はあったものと考えております。また、点在する観光資源を観光ボランティアガイドと連携し、ウオークイベント等で周遊できるコースを設定できたことも一定の成果であったと考えております。

後期、令和3年から令和4年の取組なんですが、評価、検証、見直しだけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響とその後の回復を見越しまして、インバウンドだけではなく、近隣府県からの観光客誘致を目的とし、既存の地元観光資源をさらに磨きながら、令和3年4月に発足予定のWEST NARA広域推進観光協議会や奈良県ビジターズビューローを中心とした各地域の名所、自然、歴史、文化、食、体験、イベントなどの観光資源を広域的に巡る誘客多角化のための魅力的な滞在的観光コンテンツや旅行商品づくりを共同で行い、信貴山や信貴山城址を活用したNPO法人信貴山観光協会との連携、また大阪府等と生駒山系の歴史・文化遺産を生かした取組を継続して実施してまいります。

以上でございます。

○議 長

下中君。

○11番

いろいろと丁寧に島野課長、言っていただいてありがとうございます。ちょっと二、三、再質問を行います。

この基本計画の肝といいますのかな、一番先に出てくるのが基本戦略として出てくるのが地域ブランド、いわゆる平群ブランドということですね。その中でね、先ほど平群ブランド、古都華であるとか小菊であるとか言われましたけども、その以前としてね、観光戦略のブランド運用方針として一番先に出てくるのは山のぼっけですね。これが大事ですわな。今、先ほど言われたポスター

にも全部これが入ってますわな。この山のぼっけ、この平群ブランドが一体どのぐらい市中に浸透しているのかといいますと、なかなか浸透しているようには私は見受けませんねけども、この点について課長はどのぐらい知っておられるのか、どのように浸透しているのか、自分の感じで結構ですので、お述べいただきたいと思います。

それとね、その立派な山のぼっけ、これは立派な先生方が作成されたものですので、それはそれで置いといて、それ以外にもっと身近に平群町をキャッチフレーズでいけるようなものがあるか、ないか。これは考えていただいたら結構ですねけども、私が提案として言わしていただくならば、「新しい出会いを平群で」とか「グリーンライフ in 平群」とかね、そのようなキャッチフレーズが使えるかどうか分かりませんねけどね、山のぼっけはもう一大ブランドとして置いといて、その次に平群町をアピールする何かを表現するということで今言うたような言葉を使ったらどうかなと思いますねけども、その点について、どうかひとつ、お聞きしたいと思います。

それから、いろいろとやっていただきました。このここにも十五、六書いております。ただ、全く行けていない部分もあるし、観光ホームページであるとか、景観ポイントの策定であるとか、この点はかなり努力していただいて立派にさせていただきました。ただ、ちょっと具体的に入りますけどね、1番は景観ポイントの設定、これはできましたわね。

2番、歴史の中でね、これは歴史人物を基軸とした広報、PRとなっておりますけども、これは後期の中でまだ、先ほど言われましたけども、次に切り開いていくんだということですねけどもね、実際、命蓮上人がどうであったとかね、国宝信貴山絵巻を発信するイベントの開催、こんなんで来てませんわな、実際。やっぱりその辺も十分注意していただいてね、もっと絞ってやったほうがいいかなと思いますのでね、その点について、ひとつよろしくお願いします。

それから次の平群のブランド、これは小菊が一番先に浮かぶことですねけども、それに続くいろんなブランドも立ち上げていただきたいと思います。

それから、次、暮らしをもっと積極的に楽しむ心豊かな知恵ということで、これね、この中の2番、単線を楽しみ、誇りに思い、魅力化するプロジェクトの推進。こんなん誰か言いましたか。約1名ですわ、単線を楽しみにと言うたのは。そやからね、こういうのは実際、ここに残っているというのがおかしな具合ですけれどね、これを何かつくり変えてやるのであれば、この単線の風景をこことここに掲出をしたりとかいろいろあるのであれば、どのような実施ができるのか。その辺について何か心当たりあるなら、あれば述べていただきたいと思います。

それとあと、ネットワークとか広報、PRについては広域農道もできてるし、道路状態についてはかなりいけてると思いますので、それから観光ホームページの制作とか平群ブランドのポスター、チラシの発信、これはよくできてると思います。確かにいろんなところへ出店もされておりますし、それはそれで結構です。

それとね、後期で2年間。これね、もう今年、来年度だけですねけどね、実際この今、8年間やってきたやつを継続してするのか、もう全然やってないやつはそのまま置いとくのか、それは分かりませんがね、その辺の実際するというのであればするというものだけを絞ってやっていくのがいいのかなと思いますねけども、その点はどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、山のぼっけというキャッチフレーズの浸透具合ということですが、これについてはですね、平群町のブランド認定とまたポスター等全て、この山のぼっけ、HEGURICHというのはつけておりますので、一定浸透させていくという努力はしてるわけです。ただ、これについて数値的にどのぐらいということは把握しておりません。

ただ、後期以降ですね、例えば道の駅などに来るお客さん、これについて、どこから来られているかというようなことについてはアンケートをとっております、ただ、アンケートですからお答えいただける方だけということになります。今後は道の駅中心としまして、それだけではなくスマホの位置情報なんかを利用してですね、そういった平群町に来られた方がどこから来られたか、また平群町を通過してどこに行かれたかというようなことも把握できるようなそういったシステムについて導入していったらですね、特に平群町内の住民の方以外、こういったところからの来客があるかということも含めて調査していきたいと思っております。

それによってですね、場合によってはその山のぼっけというようなキャッチフレーズがどの程度浸透してるかということについてもつかめるのであればつかんでいきたいと。もちろん何かそれ以外のキャッチフレーズで印象に残るようなものがあればそういったものも考えていくのも一つ、方法かなというふうには思っております。

歴史的な人物について、これについても、それまではさほど平群町にゆかりのある歴史人物というのはピックアップされてこなかったんですが、時代祭りなんかの時代行列を通して平群町にゆかりのある人物というものに対して、か

なりイベントを通して浸透してきたのかなというふうに思っております。ただ、その一人一人の人物を掘り下げたというような取組というのはまだ薄いのかなと。今年につきましては聖徳太子御遠忌ということで、聖徳太子についてピックアップされていくということでそれについては取り組んでいきたいと思っております。

暮らしを楽しむ知恵というか、それと併せて平群町の近鉄線の単線、これをですね、例えば議員言われたフォトコンテストとか何かそういうことでピックアップできないかということも含めて、それはひとつ考えていきたいと思えます。

後期で何をするかということなのですが、先ほど申し上げたような広域的な取組なのですが、それ以外にこの基本計画の中にうたわれてたものの中で当然、検証していく、評価していく中でできてるもの、できてないもの、あります。特にできてないものについて、それをやっていくのか。あるいはもうそれはやらずに別のものを考えていくか。これは当然、令和3年度、4年度の2か年で選択していくということになっていくというふうに思っております。

以上です。

○議 長

下中君。

○11番

山のぼっけについてはだんだんと認知していけるように努力をお願いしたいと思います。それとキャッチフレーズは今、課長からあったように何かいいアイデアがあれば採用していきたいということです。またよろしくお願ひしたいと思います。それから何点か例を挙げましたけれどもね、その歴史上の人物についても時代祭りで何点か出ておるのは出ておりますけどね、ここに載ったのはちょっと数が多いなと思いますのでね、それもちょうと絞り込んでやっていただいたらいいかなと思います。

それから暮らしのところでね、これ、単線の景観ということで、実際、単線の景観がいいのかどうか、悪いか分かりませんが、こんなんはね、やはり三陸沖とか日本海側で単線があんのが一番いい風情でありますけどね、我々のところではちょっと僅かばかりの距離ですのでね、それを、単線を誇りに思うというところまで行かないかなと思いますねけども、何かフォトコンテストでもできるようなプロジェクトがあればそれをしていくとありますが、これは今後の検討課題ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後のこの後期の2年間ね、広域的な活動も進めていくということで、できる部分、できない部分もあると思いますが、この基本計画、今後2

年でもう終わりますねけれども、この基本計画についてね、改訂版を出して継続していくのか、それとも第6次総合計画の中の観光の部分で収めていくのか、それ、どちらかになると思いますねけれども、その辺のお考えはどうでございますかな。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、観光基本計画を更新、変更して新たなものにしていくかと。当然、観光については基本的な方針といいますか、計画は当然必要だと思いますので、この令和3年、4年の中です、独立した計画として樹立するべきという考えになりましたら当然新たな計画を立てていかないといけないかなというふうに思います。総合計画の中でということになりますと非常にボリューム的には少ないものになりますので、やっぱり独自なものとしての方針をしっかりと、芯を持ってつくっていくのが必要かなというふうに考えてます。

令和4年までの10年間と令和5年度以降の、例えば5年間だとか10年間というのは社会情勢もかなり変わってきているでしょうし、そこら辺、考えますと、同じような流れで同じようなことをしていても意味がないのかなと思いますので、新たな計画として、こういった計画の冊子として作り上げてしまうのかどうかは別としまして、必要な計画については何らかの形で樹立するべきかなというふうに考えております。

○議長

下中君。

○11番

ということは、第6次総合計画の一部ではなくして独自の計画を持っていきたいということですね。それは確かにそれでいいと思います。それで、今度は10年という長いスパンでなしに5年間ぐらいとかしてやっていかれたほうがいいのかと思います。確かに10年、例えば社会情勢も変化するし、いろいろ変わってくるところもありますのでね。それは5年やったら5年というスパンで考えていかれたほうがいいのかと思います。

それの中でね、やはり、前回に、この10年で示した部分についてももっと大きく掘り下げる部分もあれば掘り下げていいし、完全にやめると言うたらおかしいですけども、やっぱりこれは無理だなとかいうような部分についてはね、あえてもう書かないほうがいいのかと思います。その辺は取捨選択していただいてきちっとしていただいたらいいと思います。これはほんで、今回についてはこの三、四年をもう1回じっくり検証してみて新しい計画を樹立していく

のだという考えでよろしいですか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

そうですね。やはり独自の観光行政に対する一つの計画、予定ということでは、例えば独自のものをつくっていく必要があるのかなど。議員も言われたように、確かに10年という長いスパンがいいのか、5年程度の中期的な目標がいいのかと。私も確かに町の総合計画というようなものとはまた違いますので、5年なら5年という比較的中期的、短いスパンの中で集中的にできるものを、できもしないことを書いてもしょうがないので、できることをやっていくという、集中的にやっていくというようなスタンスについてはそのとおりにかなというふうに考えております。

○議 長

下中君。

○11番

それでは、きちっと5年間ぐらいの単位で集中的にやっていただきたいと思えます。

ほんで、町長、これ、町長に聞きますねけどもね、今、島野課長も言ったようにやっぱりきちっとした形で残していきたいという方針でありますのでね、町長としてはどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、下中議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成25年4月に観光基本計画を策定しまして六つの個別戦略をもって実施してきました。ここではやっぱり一定達成できたもの、効果があったもの、やっていけなかったものもあると思います。今後は観光の取組といたしましては、平群町の持つ歴史遺産、文化遺産、自然環境、農産物などの多くの観光資源をさらに活用し、観光資源につなげていきたいと思っております。

また、一町だけの取組では限界がありますので、民間の活力を活用した広域での取組が必要であると考え、令和3年度にはWEST NARA広域観光振興協議会を立ち上げて、各自治体が持ついろんな支援、強みを生かして、周遊、宿泊、滞在、食、歴史、文化財などの情報の発信を行い、魅力ある観光商品を創造して、観光人口の増加や観光関連による起業、周遊機会の拡大、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

今年は何ぐり時代祭りは中止となりましたが、昨年から今年にかけてNHKの大河ドラマ「麒麟がくる」では松永弾正久秀が登場し、信貴山城址も放映されました。今年には聖徳太子没後の1400年を迎え、多くのイベントも開催されます。引き続きこれらの観光資源を活用し、町内外に情報を発信し、多くの人が平群町を訪れていただくように魅力あふれる観光施策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

今、大変力強いお言葉、町長から頂きましたので、ぜひそのようにして一人でも多くの方が平群町に来ていただくように努力を願いたいと思います。この件については以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、下中議員の2項目めの文化財の保全と活用についての御質問にお答えをいたします。

1点目の文化財保護の今年度の実績と次年度の計画についてのお尋ねですが、本年度は調査研究事業として令和元年度からの継続事業で白石畑で庄屋を務めていた旧家に所蔵されている約800点の古文書の整理作業を行っており、本年度中に調書の作成及びデジタルカメラによる撮影を終了し、目録が完成する予定となっております。

令和3年度の計画につきましては、調査研究事業として吉新の旧家から新たに見つかった江戸時代の古文書や寺社のお札（庶民信仰）などの整理事業を予定をしております。

また、史跡等維持管理事業として、令和2年度では指定史跡などを対象に春と秋の年2回草刈りを実施しており、令和3年度も同様に行っていく計画であります。

次に、2点目の新規指定文化財の予定につきましては、御質問にもありましたように、椿井城跡の町史跡への指定について議論を進めてきておりました。しかしながら、史跡の指定につきましては所有者の承諾が必要となりますが、指定する範囲内に所有者の不明な土地が含まれていることが判明したことにより、文化財指定につきましては現時点では困難であると判断をしております。

次に、3点目の烏土塚古墳の修復工事についてでございますが、台風で雨が



続いた後に石室内へ漏水が確認されたということでございます。原因といたしましては、墳丘頂上部の表土に露出していることから表面水がそのまま地中に浸透し、石室内部に出た可能性があるという判断をして、応急措置として防水シートを墳丘頂上部に張り巡らした結果、現在、漏水は止まった状態になっております。

議員お述べの根本的な修復につきましては、墳丘の表土を除去し、防水シートで覆う工事が考えられますが、文化庁の補助事業を活用し、事業実施することになりますと、工事に伴います発掘調査費も含めまして対象経費の35%の町の負担が生じます。相当の経費が見込まれるわけでございます。また、工事内容につきましても、許可申請につきましては頂上部の一部を所有する財務省との協議も必要となることから、教育委員会といたしましては、現在の応急処置で雨水の浸入が止まっていることから、まずは次年度で頂上部に配合種子を散布し、発芽による緑化を行い、表面水の浸透を防ぐ処理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

ありがとうございます。文化財の保全と活用についてですねけれども、今年度の事業実績ということは二、三年前から続いている古文書の整理が一段落したというところですか。目録も完成したということで、これは結構です。引き続いてまた、次の吉新の旧家の資料もやるということですねけれども、ちょっと二、三、再質問させていただきます。

今年のこの古文書の整理、白石畑のおうちの部分については今年で終わりですねけれども、この間ね、その前もずっとやっていただいておりますけれども、学生ボランティアはどのようにして活躍してくれたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、次年度の計画で吉新の旧家の資料整理調査の意義ですか。それはどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

それとまた、次年度も学生の方がどのような働きをされるのかお聞きをいたします。

2点目の指定文化財、前回は椿井城も一つの候補としてやっていくということでしたが、今回いろんな問題で、土地の所有がつかないということで無理だということですねけれども、実際ね、町史跡指定が困難である具体的な事情がどのようなものであるのかお聞きをいたします。

そしてね、烏土塚。これね、去年かな、その先あたりから雨が漏れ出してね、下にビニール敷いたりしてね、私はすぐ取れと言いましたけどもなかなか取らなくてそのままで、ちょっと格好の悪いことでしたけどもね、ほん最近ですけども、俗に言う下水板も取って、今はきれいになったということですねけども、これね、実際、修復していくにはどうしたら一番いいのかなと思いますねけども、財政面が一番つらいところですけどもね、実際のところね、抜本的な復旧工事にかかるにはおよそどのぐらいの費用がかかるのかお聞きしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の学生ボランティアの活用状況の御質問でございます。令和2年度におきましては、古文書調査へ学生ボランティアが活躍してくれました。大学で歴史学を専攻する学生ですけれども、合計3名でございます。大学で申しますと奈良大学、そして帝塚山大学、近畿大学の学生さんでございますけれども、院生も1人含まれますが、その方々が8月11日から事業スタートしておるんですけども、直近3月までの間で古文書調査に当たって活躍をしてくれたという状況でございます。

そして、2点目の次年度ですね。次年度で吉新の旧家の調査の意義ということでしたと思います。次年度におきまして、今回新たに発見をされました庶民信仰に係ります資料につきましては、町内では類を見ないまとまった分量でございます。今から160年ほど前の幕末の信仰の様子を知る貴重な資料群となっております。ですので、適切な保存と活用を図る上でも整理作業が必要であるということで、次年度、進めてまいりたいと考えております。

そして、3点目でございますが、2点目にあります椿井城の町史跡の指定が困難であるという、具体的にはどんな事情かというようなことだったと思いますけれども、調査を進めていく中におきましてですね、町史跡として指定すべき範囲が5万3,617平米でございます。その約半分を超えます面積、3万平米ほどが土地の所有権登記の変更などが行われておりませんでした。現行の土地所有者が不明ということでございまして、指定に対しまして土地所有者の承諾を得るということが困難であるということが判明したわけでございますので、それが大きな理由でございます。

そして、3点目の烏土塚の御質問でございましたが、復旧工事にかかる費用はどのぐらいかかるのかということでございますけれども、県内の同じような

修復整備を行いました自治体のほうに連絡をして確認をさせていただいたところ、平群町の状況から見ますと2,000万以上の事業費が必要になるということを見込んでおるところでございます。

○議長

下中君。

○11番

いろいろとありがとうございました。まず1点目、学生ボランティアも今年度も一生懸命やってくれたということで、3月いっぱいまでやってくれたということで、非常にありがたいことでございます。ちょっと今、答弁になかったですねけども、次年度も同じように学生の子が来てくれるのかなと思いますねけども、その点についてだけちょっともう1点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと吉新の旧家ということで、160年ほど前の幕末の信仰の資料ということで、これはかなり貴重なものだと思います。これもまとまって、何年かかるか分かりませんが、整理作業が必要であると思ひますので、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。ほんで、その中でね、たまたま椿井城が候補城となっておりましたけれどもね、古文書の中にもそのような候補が出てくるかも分かりませんのでね、その点は十分気をつけていただいて、古文書の中にもあれば指定文化財として指定していただきたいと思ひます。

それからね、これ、椿井城の指定が困難である具体的な事情ということで、土地の所有者が全然分からないということで、非常に残念なことでありますが、これは国土調査もしていただいて、きちっとしていただくことが一番先にあることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、ただね、この椿井城址の町文化財指定への今後のね、教育委員会としてはどのように考えておられるのか。教育委員会としてね、どのように考えておられるのか。これをお聞ひしたいと思ひます。

それと烏土塚古墳ね、全部、今のところはビニールシートで覆っていて、それを取って、種子を吹きつけて木の幹から漏れるのを防ぐという意味だと思いますねけどね、この種子吹き付けがうまくいくかどうか分かりませんが、現在ね、実際のところ。これを丸坊主と言ったら語弊あるけども、そういうふうな状態の中で種子吹き付けをして、それがうまくいけばよろしいですねけども、もしね、それがうまくいかないと。また梅雨時期になるとぽつぽつと漏ってきたとかそういうことが起きた場合に、今後どのように対応されるのか、これも一つ、お聞ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

まず、1点目のお答え漏れておりました次年度の学生ボランティアの活用につきましても今年度と同様に学生ボランティアに活躍していただく予定でございます。

そして、古文書におきましても町指定の文化財に該当するのではないかとというようなことでございます。確かに言われるように町の指定文化財につきましては建造物であったり彫刻、そして工芸品、史跡、古墳ですね、幅広くございます。ですから、古文書につきましても工芸品という分野では指定文化財の該当になる可能性もございますので、それも視野に入れていきたいと思っております。

それと、椿井城跡の町文化指定の今後の教育委員会の考え方についてという御質問であったかと思えます。今後、当該地域につきましてはですね、将来的に国土調査が実施されるというようなことも聞いておりますのでですね、その結果を踏まえまして、再度指定の是非を協議することが望ましいのではないかと判断に至っております。

そして、烏土塚の緑化ですけれども、緑化を行った結果がよくなかったら今後を対応をどうするのかという御質問だと思っておりますけれども、緑化を取りあえずやってみても効果が出ない場合にはですね、その状況が変わらなければ財政当局とも協議をいたしまして、国の補助メニューを活用して予算が確保できるように努めてまいりたいとこのように考えております。

○議長

下中君。

○11番

1点目の今年度の事業実績、次年度の事業計画ということで目録の完成、次年度が吉新の旧家の目録を整理作業するというところで、また学生ボランティアについては今年度も一生懸命やっていたと、次年度も今年度同様におんなじようにやっただく予定であるということで、これは学生さんもいろいろ勉強になりますし、できるだけ多くの時間割いて来ていただくように努力していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それと、この指定文化財の件ね、これ、何も別に椿井城は絶対せんなどという決まりはないですねけれども、前回そういうお答えであったのでどうかなと思って、今聞きましたところ、なかなか難しいということですねけれども、国調が実施されて、終えて認証すればそのときにもう1回考えるということですので、

ぜひ考えていただきたいと思います。併せてね、古文書のほうでもそういうものがあれば指定していただいたら結構です。ただ、一番初めに申し上げましたようにね、第5次総合計画で45件の指定ということですねけどもね、現在39件ですか、五、六件足らんというて、言って、10年間かかって1件も増えなかったというのがありますねけどもね、これは歴史的な差異によってかなり左右されますので、無理に慌てて数合わせるのではなく、貴重なものですので、1件、2件が積み重なって45、46件となっていくので、慌ててしていただくかなくても結構ですねけども、やはり眠ってる文化財の中でもそういうものもかなりあると思いますのでね、それはできるだけ幅広く、視野を広げて見ていただいて、これはあつたら指定文化財いけるなというふうなやつを文化財の保護委員さんのところへ諮問していただいてね、できるだけ指定していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

それと烏土塚古墳ね。これ、なかなか難しいもので、現在ほとんどの木が伐採されて全裸に近い状態になっておりましてビニールシートがかかっている。それを取って種子を吹きかける。それがうまくいけば雨漏りも止まりますしね、問題ないですねけども、止まらなかつたら財政部局とも協議を行い、国の補助メニューを活用して予算確保に努めてまいりますということですねけども、これ、止まるか止まらないか分かりませんわな、実際やってみなね。そやから、恐らく、そういう工事をやればね、いくらかはましになると思いますわ。ただね、これね、古墳ですのでね、もう何十年も前にもこういうことがあったのかも分かりません、実際のところね。そやから、たまたま去年、一昨年、漏れていたのが見つかったというだけですねけども、これはもっと以前にもあったのかも分かりませんしね、その辺は何とも分かりませんねけども、今後そのような方法でやっていきたいということでもありますので、1回、その方法でやっていただいて、種子を吹きつけて緑化保全に努めるということですねけども、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それとね、ちょっとこれ、財政に聞きますねけども、もし万が一、今、具合悪くなったときに、財政担当部局とも協議を行って、補助メニューを活用していきたいとなっておりますねけど、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

烏土塚古墳の修復工事の件に絡んでですけども、当然、修復工事ですか、先ほど、松村課長の答弁では2,000万円程度かかるかも分からないと、そう

というような答弁もあったかと思えます。当然、我々としては年間の財政運営をしていく中でいろいろと判断をしていかざるを得ないわけですが、やはり財政としては財政調整基金がないという状況もございますので、どういった、本当に必要かどうか、必要であればどの程度の修理が必要、どの程度の修理ができるかということはね、やっぱり慎重には判断させていただきたいと思えます。

○議長

下中君。

○11番

確かにね、実際のところ、その修復の度合いにもよりますし、どのような具合が一番いいのか、これも難しいところではありますが、現在のところ、その修復工事で十分済むかなと思えます、確かにね。それはそれで結構ですねけれども、ただね、もっと言うとね、根本的に言いますと、現在、墳丘から登って見ているのが正しいのかどうかということも踏まえてね、今後の本当の根本的な修復工事については議論をしていただきたいと思います。これも松村課長、答弁すんのは難しいと思えますねけれども、実際、本当に根本的なことをするんであればそのようなことも視野に入れてね、そういう上、登っていくのかいいのか悪いのか別として、それがいいのか悪いのかということも視野に入れて今後の修復計画を練っていくのが妥当ではないかと思えますが、その点だけについて、ひとつよろしくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

今後につきましては慎重に協議をして進めていきたいと考えております。

○議長

下中君。

○11番

この修復工事については本当に慎重に、後世に残していくものでありますので、しっかりと保全をしていただきますようお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

2時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 （午後 2 時 2 0 分）

再 開 （午後 2 時 3 0 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 6 番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○ 6 番

それでは、私のほうからは大きく 2 点にわたって質問をさせていただきます。

まず、1 点目はこども園の待機児童問題です。来年度、すなわち来月ですね、4 月 1 日からは再び待機児がこの平群町のこども園で発生するというふうに聞いています。予算委員会の中でもこのことが言われて、ゼロ歳児で 5 名、1 歳児で 1 0 名、2 歳児で 3 名の計 1 8 名が 4 月からの入園ができない待機児であるということでした。また、その理由として、保育教諭がいなかったためにこういう状況になっているということだったんですが、あれから 1 週間程度しかたっていないんですが、その後動きがあったのか、なかったのか、そのことをまずお聞きをしておきたいと思います。

この問題は私は数年前から取り上げてきました。2 0 1 9 年、令和元年度に初めて平群町での初年度からの待機児が発生しました。このときは 2 名の待機児だったと思うんですが、2 0 2 1 年、令和 3 年度の来月ですね、先ほど申したように 1 8 名の待機児が 4 月当初から出るということで、この数、あまりにも多過ぎるのではないかというふうに思っています。そういう中でこの解消に向けてどのように対応をしていかれるのか。このことをお聞きをしておきたいと思います。

大きく 2 点目ですが、電磁波の健康被害についてということで質問をさせていただきます。

現在、櫛原地区に計画がされていますメガソーラー建設計画ですが、電磁波による健康被害が危惧されています。とりわけ子どもたちへの影響、また生活道路のところに送電線を埋設するということですので、やっぱりそこに住む住民の方々などなど、本当にそういうことが危惧されます。世界的にもこの電磁波の問題では、小児白血病や脳腫瘍などのリスクが 2 倍から 4 倍以上になるような調査や論文が発表されています。また、そういう中で世界各国での規制値がそれぞれ引かれているわけですが、それを見る中で幼稚園、学校、住宅地、

病院などはさらに厳しい規制値を引くなど世界的には行われているところです。その中であって日本の規制値は世界一緩いものとなっています。少なくとも規制値以内だから問題ないではなく、電磁波による健康被害の可能性があるのであれば、それは私は回避すべきだというふうに思います。

その意味からも事業者が埋設を計画している地域の見直し、とりわけ子どもたちが通る通学路であったり、あるいは学校、幼稚園の横を通るわけですから、これについての計画の見直しを町は事業者に求めるべきではないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

この問題での二つ目に、樺台自治会から昨年12月24日に要望書が町のほうに出されました。町のほうからその回答書があったわけですが、その中で3番目に出されていた漏洩電磁波による健康被害等のおそれについての質問に対して町は、現在町内に埋設されている送電線7万7,000ボルトの電気事業者による電磁波測定では0.25マイクロテスラで、埋設予定の送電線は2万2,000ボルトであるから、電磁波はさらに低い値と思われるというふうに回答をされていました。しかし、この考え方は誤った認識ではないかと思えます。本来高い電圧のほうが少ない電流で効率的に電力を運ぶことができます。電磁波は電流が高い、多いほうが高い電磁波を発生させるということがあります。町の回答は誤った認識を町民に与えたのではないかと思いますが、この点について明確な御答弁をお願いいたします。

また、業者が示した0.25マイクロテスラの測定は具体的にどれぐらいの期間や時間帯、測定箇所などで何回行ったかなど、町としてどのような報告を受けているのかお示しをいただきたいと思えます。

そして、この問題での4点目ですね。GIGAスクール構想により現在、学校での無線LANの整備が進められています。できるだけ電磁波の影響が極力抑えられるようWi-Fiの通信をしないときにはアクセスポイントの電源を切るなど対応を考えるべきではないかと思えます。この点についても御答弁、考え方を示していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上、大きく2点にわたりまして質問させていただきました。明確な御答弁よろしくをお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、植田議員の1項目めのこども園の待機児問題についての御質問にお答えをいたします。

1点目の令和3年度の待機児の直近の状況はどのようになっているのかとの



お尋ねでございますが、直近の3月10日現在でこども園の入園保留の待機児数は16名となっております。

2点目の待機児が発生する理由は保育教諭の不足によるものなのか、その対応はどう考えているのかとお尋ねでございますが、保育教諭の不足が一番の大きな要因であると考えております。本町のこども園では子どもたちの安全・安心な保育・教育を第一に職員配置を行っており、特別な支援を要する園児も年々増加傾向であり、安全を確保するために加配保育教諭を配置しての1対1の保育も必要となっており、保育教諭の数が不足している一因にはなっております。また、保育教諭の就労ニーズの働き方の課題があります。会計年度任用職員さんの働き方においても子育てや家族の事情もあり、フルタイムの勤務ではなく、午前や午後のみ、4時間など、扶養の範囲内での短時間の就労を希望する方が多く、就労条件面でも人員確保が厳しい状況であります。

次に、その対応についてはどう考えているのかとお尋ねでございますが、引き続きまして職員の募集を精力的に継続をしまして、保育教諭の確保に努めます。そして、関係課と連携しながら可能な限り園児の受入れができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

議員の大きな1点目、こども園の待機児童問題、その中での保育教諭の不足についてという部分でお答えさせていただきます。待機児童発生 of 主な原因ということ、先ほど同様、保育教諭の不足というのが大きいと考えております。このような状況は本町だけでなく、全国的に深刻な問題であるというふうに認識しております。そのような中、令和3年4月1日付で2名の正職の保育教諭を採用を現在予定しておるところでございます。しかし、現在、正職の中には産休、育休の先生が発生しているという状況でございます。その対応としましては代わりに任期付職員を雇用するようにしておるところでございます。その他の対応としましては、引き続き会計年度任用職員の募集に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

先ほどちょっと松村課長のほうから16名ということがあったんですが、そ

れ、4月1日からの新年度においてが、予算委員会のほうから18名というふうに聞いたんですが、2名解消されたということなんですね。だから、それについては保育士見つかったのか、どういう状況で解消になったのか、辞退されたのか、転出されたのか、そこら辺もう少し詳しくお願いしたいのと、じゃあ今現在、4月1日からの待機児が何歳児で何名という形になっているのか、そのところをもう少し詳しく御答弁願いたいと思います。

それと、全国的に保育士さんが足りないというのは私も知っています。近隣の状況もこの間ちょっと調べさせてもらったんですが、生駒郡の中で言いますと、三郷町もこの4月からは12名の待機が出るということでした。これ、2月22日の時点なんですけどね。斑鳩町は2名ということで、安堵町は待機ゼロということで、昨日かな、お聞きをしてるんですけども、ただ平群町との状況が違うのは三郷町も斑鳩町も保育士が足りなくて待機が出てるのではなくて、定員そのものがいっぱいになってしまっていて待機が出ているという状況なんですね。そういう意味では平群町とはちょっとまた待機の中身が違うのかな、理由が違うというのがやっぱり大きな問題ですし、まだ保育教諭を何とか確保することによって受入れが可能であるならばそこをどうやって確保するために努力するのかというのは私は行政に求められる問題だと思っています。

確かに財政、大変なところは分かるんですけども、ただ、やっぱり平群町の将来を考えると若い世帯に来てもらわなアカんと。私もこの間、ある方から連絡がありまして、平群に引っ越しを考えてるんやけど保育園すぐ入れる状況ですかという問合せがありました。そのときには18名であったんですが、申し訳ないですが、18名の待機児がいてるのでなかなか厳しいと思いますというお返事を返さないといけないという状況だったんですね。そういう意味では先ほど16名とおっしゃったんやけど、2桁以上の待機児が出る状況というのはやっぱりこれは何とか改善をしてもらわないと困る。

そういう中で行政のほうは今年度2人の正規の保育士を雇用したというふうに川西課長のほうから御答弁あったんですけども、2名で本当に、私は絶対足りないと思ってたんですね。最初募集が2名程度というふうな、たしか広報なんかには書いてはったと思うんですけども、もう10月の保育園の来年度に向けた募集というんですか。それがある程度分かった中でね、2名じゃとてもじゃないけど私は足りないのではないかとということも直接、本当にこれでいけるんですかということは何度か担当課長のほうには言ったんですけどもね、結局、最終的には2名にとどまったと。確かに育休中の先生はいらっしゃいますけれども、だからといって16名、そのまま1年間、この間、私、この問題、取り上げたときに会計年度の職員は任期付ではほとんど募集がないですよとい

うことを言っていたし、実際そうだったんですね。だから、今の答弁ではそういう形の雇用を考えてるといってももう人は集まってこない、とてもじゃないけどその確保はできないと私は思うんですけれども、そういう中でね、じゃ、どうするのかということなんです。

本来は正規の職員をもっと私は増やすべきだというふうに思いますし、任期付やそれから会計年度の中でね、ちょっとこれも近隣の状況を調べさせてもらいました。広域の7町の中では平群と同じような認定こども園を運営されてるのは安堵町だけなんですね。安堵町の状況を見てみますと、月額給でも時間給でも平群より保育教諭のお給料が高いと。安堵町ではですね、月額ですよ、1万2,700円から1万7,700円、言うたら安堵より低い状況があります。時間給でも安堵と比べて時間給にすれば114円安いという状況。これではやっぱり私は人を確保することはできないというふうに思うんですけれども、そういう意味では少なくともそういうこともね、思い切って引上げすることによって保育教諭を確保して、とにかくその16名の現在の待機児を1人でも2人でもやっぱり受け入れられる状況を平群町としてはつくるべきだというふうに思うんですけれども、そのような考えはないでしょうか。そのことについては再度御答弁を頂きたいなというふうに思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えいたします。

待機児童の数の御質問でございました。3月1日現在では18名ということで、予算委員会のほうも答弁させていただいてたと思います。それが3月10日現在では16名になりました。その理由としましては、申込みいただいた方が辞退をされたりとか、そしてまた入園されてる方が転出等によりまして退園されたとそういうふうな理由でございます。

そして、クラスの状況でございますが、待機のクラスの16名の内訳につきましてですけれども、ゼロ歳児が5名、そして1歳児が7名、2歳児が4名、計16名ということになっております。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ちょっと職員の給与、人数、正職のことで少し聞かれたかなと思っております。今年は2名ということで少ないんじゃないかということなんですけれども、

一応本町の場合、こども園に移行したのが平成27年4月でございます。このときの人数をちょっと見てみますと保育教諭、いわゆる幼稚園と保育園がひつついたんですけども、32名保育教諭がいたということで、現在36名の保育教諭とプラス任期付の園長を含めると37名という体制で行っております、当初よりは5名程度増えているという状況。それと、こども園の状況を聞きますと、特別支援の園児もかなり増えているという状況もございまして、その辺で何名がいいのかというのはなかなかこれ、難しい。増員すると、財政的な面を置き換えますと後年度にも負担あるということもありますので、その辺は慎重に対応していかなあかなというふうに思っております。

それとあと、会計年度の賃金について近隣の状況で安堵町が少し高いということでおっしゃっていただきまして、平群町の場合、1—25ということで、現在18万2,200円、これ、いわゆる大卒の初任給とおんなじという金額にしてございまして、こども園ではございませんけども、保育園、幼稚園教諭、近隣7町の状況だけ見てましたら真ん中程度なのかなと、真ん中より少し上かなという程度、思っております。

それと人数、すみません、ちょっと戻るんですけども、人数につきまして、先ほど正職では5名程度増えたということなんですけども、会計年度任用職員につきましても、これ、私が持つてる資料は1月18日現在ですけども、50名程度いてるような、58名なんですけども、ここには調理員とかも含んでますので、約五十数名おると思うんですけども、かなり多い人数にはなってきてると思います。ちょっと午前中の中の審議でもあったんですけども、会計年度任用職員がかなり、四十何%になってきてるということで、多いということでございます。

ただ、その中にちょっと、もう一度お昼に精査したんですけども、週4日以下の会計年度任用職員というのが91人、そのうちいてるということであります。4日を超える会計年度任用職員というのが1月18日現在ですけども81人ということですので、その方だけの全体の職員の割合で言えば25%おるとい状況なんですけども、かなり、これはこれとしてあれなんですけれども、こども園におきましては、調理員さんも含めましてですけども、58名程度いますので、会計年度任用職員のうちの33%程度を占めてるということで、今の状況でございます。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

いろいろおっしゃったんやけど、私、聞いたことに答えていただけてないんですが、例に出したのが安堵町との比較ですよ。これで先ほど言ったみたいに年間で言うたら十数万円変わってくるわけですね、会計年度任用職員の給与が。確かにほかのところは保育士であったり、担任持ってるか持っていないかとか、あるいは保育園教諭の月額給があるんですけど、それでも平群はそんな真ん中より高いというふうにあんまり思えないし、近隣、特に郡内で見ればね、三郷がちょっと低いかなどというところなんですけど、ただ、斑鳩とかに比べれば時給の割合も低いですし、月額給も低いという状況。ここを少なくとも思い切って上げることで確保する、何ていうのかな、状況をね、努力をね、やっぱりすべきではないかというふうに思うんですけども、この点については全く。引き上げて募集をして、とにかく今の待機児をなくしていこうという方向性は持っておられるのかどうか。それがなければ、じゃどうして。多分、このままでいけば1年間ずっと待機のままになる可能性が非常に高いと思います。これ、これまで何年か前がそういう状況でしたんで。

そのときも言いましたが、町長のね、選挙公約でもそうだったでしょう。待機児ゼロというのが非常にそれを、とりわけクローズアップして書かれてましたよね。そういう中でこの16名という待機児をどのように町長としては、この数というのをどのように認識されてるのか。この点についてもお聞きをしておきたいと思います。これを解決するためにどうしていこうというふうに方向性を持っているのかということも含めてお聞きをしておきたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません、ちょっと答弁漏れてたかもわかりません。申し訳ございません。賃金の高い、低いということであるんですけども、現在のところ改正するという予定はないんですが、賃金につきまして、正規職員の採用をするときであるとかも含めてなんですけども、ちょっと会計年度任用職員、これ、保育教諭の方ではございませんけども、いろいろ賃金についてお伺いしたことがあります。ほんなら、高い賃金はそれはもちろんいいんですけども、それよりも時間外勤務がなく休みやすい職場、いろいろ用事がありますんで、そういったもののほうが仕事の上では大きい要素だということもおっしゃったこともございます。ほんでそれと、正規職員を募集するに当たりまして、大学のキャリアセンターも訪問させていただきましたら、学生はやはりアフターファイブというんですか、5時以降の自分の時間を大事にできる職場をやっぱり探してるというのが、最近の学生さんはそういう傾向だということもおっしゃっておられました。

だからといって賃金を上げて来ないかということではないとは思っておりますけれども、なかなか会計年度の方についてもそれだけでというわけにもいかないんじゃないかなというのが今の現状かなと分析しております。賃金の引上げについては近隣の状況も常に見ておりますので、その状況を見ながら対応していきたいと思っております。

○議長

植田君。

○6番

私、まだ平群町としてやるべきことはあると思っております。そういう意味ではアフターファイブが充実してるほうがいいのかいろいろあるんやけども、取りあえずやってみると。やってみて、やっぱり今の状況を少しでも改善できる方向にもっていくと、それが私は行政としての努力だというふうに思うんですけども、町長は、先ほど聞きまして御答弁なかったんで、町長はこの16名の待機児についてどのような認識をされていて、町長公約からしても一応令和2年度は今年度は4月ゼロになりましたけれど、もう5月からすぐに待機児が発生してるような状況がありますのでね。そういう意味では、ほんで特に来年度、来月の4月には16名という本当にすごい数の待機児が発生してることに町長としてはどのように認識をされていますか。

○議長

教育長。

○教育長

ただいまの御質問ですけれども、今現在6名の保育教諭が育児休業、あるいは産前産後休業で休んでおります。この先生方は近い将来復帰をしてくれるわけですね。そういうような見通しがある中で正式な職員を雇用していくということは、いずれこども園の中でいわゆる保育教諭の余剰現象が起こっていくということもあるんです。そういうのも考えますと、いろんな働き方を希望しておられる会計年度任用職員の方々にお手伝いをさせていただいて当面は乗り切っていく、こういうようなことが財政的にも一番いいのではないかなとこのように考えております。

以上でございます。

○議長

町長。

○町長

それでは、植田議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに選挙公約で待機児童をゼロというのは目指しました。しかし、全国的

にもまだまだ保育教諭が不足している状況でもあります。一番待機児童が発生している主な理由については、先ほど言いましたとおりに今、保育教諭が不足しているものというふうに考えております。そして、教育長が言いましたように今、産休と育休の保育教諭、現在6名おります。いずれ復帰してくれることもあるし、また、その年その年によって受け入れる対象年齢の児童数も違います。ゼロ歳児とやっぱり5歳児では職員の配置基準というのも異なってまいります。そのことから職員を幾ら採用したらいいのかというのなかなか難しい問題であります。今年ですか、町の広報誌に保育士さんの募集というような形で全町に広報で出ささせていただきました。引き続きまして保育教諭の確保については努力してまいりたいと本当に思っております。待機児童ゼロを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

今いろいろ教育長のほうからと町長から答弁いただきましたけれども、町長、待機児童ゼロを目指していきたいと、いきたいのであればやっぱりそれに見合う政策を取っていただきたいというふうに思います。

この4月から現在育休中の先生が5名と産休が2名入るということをお聞きしてるんですね。もう2名が産休に入ってはんのかな。この5名の皆さんが復帰されるのが来年の4月だということなんですが、この間の保育士さんの状況を見て見ますと、みんながみんな3年間の育休を取って復帰されるのではなくて、その期間にまた第2子を妊娠されたとかということで、また育休期間とか産休期間、延びてるんですよね、やっぱり。だから、必ず5名の皆さんが復帰してくれるとは限らない、どう動くか分かれへんという中でかつかつの人数でやっていたらどうしてもそこは無理が出てくると私は思います。そのために先ほど言ったみたいに任期付、会計年度任用職員なんかの待遇をやっぱり思い切って引き上げて、やっぱり待機児を解消していくという方向に私はかじを切るべきではないかなというふうに思います。

それと、今、これは働く人の権利ですから育休3年間というの取れる期間なんですけれども、例えば、正規の職員がダブつくのは困るというのであれば、育休1年で復帰してくれる方、あるいは2年で復帰してくれる方に、何ていうんですかね、それを促すために復帰奨励金というようなこともね、やっぱり考えていってもええんではないかなというふうに思うんです。このままでいきますと、今の16名が1年間もうほんまに、園に入れないうまま過ごして過ぎてし

まうという状況がありますし、今、若い世帯は共働きが当たり前ですので、また今後、来年度かな、本当に育休切れて復帰するという方も出てくると思うんです、保護者の中には。そのためにはやっぱり最善の、私は行政として保育士確保というところに動くべきだと思うんですけども、この点については、今ちょっと提案もさせてもらったことも含めまして御答弁いただけますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

保育教諭確保にいろいろ意見、頂きましてありがとうございます。先ほど聞きました待遇改善をすべきだと考えるということで、これも職員の労働環境についてはどうあるべきかというのは常に考えておりますので、会計年度任用職員の方も含めて、今、頂いた意見を頭に置きながら対応していきたいと思いません。

それと育休復帰奨励金、これがどういうふうに考えていいのか、ちょっと今すぐ分からないんですけども、そういった提案も頂いたということで、頭に入れながら何とか確保できるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

とにかくね、保育教諭が見つからないから待機児童としてなってしまう、ある意味保育園に入れない、置き去りにされてしまうと、こういう状況は絶対にやっぱり改善してかないと平群に若い世帯は来ません。まず皆さん越してきたときに若い世帯が保育園に安心して入れるとそういう状況がやはり一つ、先ほどの事例紹介しましたが、平群に越してくる選択肢の一つとして、やっぱりそこが一番大きいと私は思っていますので、その解消をね、もう16名なんてほんまに恥ずかしい話ですけども、やっぱりここはね、もう何としてもいろんな手だてを取って、この期間中受入れができるようにもうぜひこれはやっていただきたいということは強く求めまして、この件については以上で結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、植田議員の大きな2点目でございます。電磁波の健康被害につきましてお答え申し上げます。

まず、電磁波の基準についてでございますが、諸外国で規制値に違いがあり



ますが、日本におきましては、経済産業省の省令によりまして200マイクロテスラと定められており、健康に対する被害につきましても諸説あることは承知をしておりますが、国や電気事業者からの刊行物におきましては、居住環境において電気設備や電化製品から発生する電磁界が人の健康に有害な影響を与えることはないものと判断されるとしており、町もその見解に準拠しておるところでございます。

次に、送電線からの電磁波についての町の認識についてでございます。議員の御質問にありましたように、電磁波は電流に比例することから、電流が高いほうが電磁波が高いということは理解をしております。確かに電圧だけを比べて電磁波が大きい、小さいの比較ではなく、送電電流との比較になりますが、町がこの間、説明を行ってきております基本的な考えといたしましては、2万2,000ボルトの送電線に流れる電流は7万7,000ボルトの送電線に流れる電流よりも小さい値であると。よって、電磁波は小さな値になると思われるというふうに考えておるところでございます。

ただ、送電線を流れます電流につきましては、社会全体の電力需要により、時期や時間帯で変動することが考えられ、電磁波につきましても同様に測定時期や時間により数値が変動することになります。

次に、事業者が示した測定値についてでございます。この測定につきましては、昨年9月の6日の、時間といたしましては、正午頃に1分間測定を行ったと。その測定中の最高値を実測値としており、測定地点につきましては上庄地区から梨本地区におきまして、送電鉄塔付近、また送電線埋設箇所、変電所付近ということで、計4か所の測定を行ったと報告を受けております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、引き続き4点目の電磁波の影響が極力抑えられるようにWi-Fiの通信をしない時間はアクセスポイントの電源を切るなどの対応を考えるべきとの御質問にお答えいたします。

御質問の通信を使用しない時間は電源を切るなどの対応を考えるべきではとのお尋ねでございますが、電源に関しましてはネットワーク機器を通して供給される仕組みとなっており、家電製品のように電源スイッチはなく、必要なときにコンセントを接続するというような仕組みにはなっておりません。また、Wi-Fi機器の仕組みにつきましては、一般的に使用されているテレビやラジオをはじめ、携帯電話などのモバイル通信サービスと同じ無線電波が使用さ

れています。

さらに、Wi-Fi機器は高度な精密機器となっております、仮に電源の入り切りをしますと、かえって機器に思わぬ負荷がかかり、故障や通信設定に不具合を起こすなど、授業で安定した通信ができなくなるおそれがありますので、電源を切るといった対応は難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

ちょっと私の聞いた質問にちゃんとそれにかみ合う答弁が返ってきてないんですけれども、まず1点目の分についてはね、事業者に対して地域の見直し、埋設するルートですね、この見直しを求めるべきではないかということで聞いたので、それはもう求める、今の答弁からしたら求めないというか、そういうことだったのかなというふうに思いますが、その点、もう少し明確な答弁を頂きたいというのと、それに付随して、そのこと言うならばね、事業者からルート設定が来ましたよね。こういうルートでいきたいと。4ルートぐらいは来てたと。その中でこのルートでいきたいということであったと思うんですが、それを見たときに町としてね、学校の横とか幼稚園の横、あるいは子どもたちの登下校の通学路のところを通るということに対して、改めて聞くのは、全くそのことについて危惧を感じなかったのかということをお聞きしたい。

何の疑問も感じなかったのかという問題が、私は住民の生命や財産を守るという平群町の立場からすれば、別に平群のメガソーラーが全国で初めてやる分ではありませんから、全国的にこの問題は、電磁波の問題も含めて土砂災害とかいろんなところで住民運動として反対運動が起こってたり、様々な問題が提起をされている、報道なんかでもされていると、そういう中で平群町に来た。言うたら、メガソーラーの建設計画が来たわけですから、私はそこをもっと慎重に考えるのが本来、行政の立場ではないかなと思うんですが、そのことに全く町としては何の懸念も感じなかったのか、疑問も感じなかったのかというのは非常に私にとっては疑問なんですけども、この点についてはどうなったのかということはお聞きをしたい。

それと事業者に、ここに今日は事業者いないんですけれども、これは多分、今年の1月5日に事業者との懇談会をするに当たって事業者から頂いた資料の中に入ってたんですけれども、その中に経済産業省からの事業者に対してこういう文言があるんです。これは送電線等の電力設備の周りに発生する電磁界の健康影響に関する講演会という予稿集というのがあって、これは主催は経産省

がやってるんですけども、事業者にこういうことをしなさいよとかというところのそういうことが書かれてる中でね、リスクコミュニケーション活動の充実というところがあってですね、「電気事業者は幼稚園、学校等の近傍に電力設備を新たに設置する場合」、基本的には送電線も含まれると思うんですけども、「には住民との合意形成に格別の努力を払うべきだ」というふうに書かれているんですね。しかし、この間、見てみましたら、全くそんな状況を事業者が、ここに書かれてるような配慮を全くしてないということが私は感じられますし、そういう意味でこれ一つを取っても事業者に対して非常に信頼できないといおうか、そういうのを感じるんですね。

こういうふうな状況があるということも含めてですね、平群町として、やはり3点目の電磁波の計測についても上庄地区の付近4か所でやったと。これ、1分間だけの測定ですよ。それで本当に信頼できるのかということが私は非常に疑問でなりません。今回、議会のほうで私も聞かせてもらって、資料請求をしたら、こういうのが1枚、私の質問に対して来たんですけども、いついっかどういふ形でしたのかということが全く書かれていないという状況の答えしか返ってきてないんです。

本来、今回のこの電磁波を測定する機器では測定結果の記録としていろんなことを取らないといけないことになってるんです。測定報告書には次の情報を記録することということで、日時や時刻、天候、あるいは温度や湿度、それから電力システムの種類とか測定を実施した人及び機関の名称、測定を実施した地上からの高さまたは床面からの高さとか本当に事細かく指定されてその中できちっと測定をしなさいよということになってるんですが、先ほど課長のほうから言われた部分だけでは非常に不十分だなというふうに思うんですけども、当然0.252かな、マイクロテスラだったということのを向こうは言ってるんやけど、じゃ、そうなった、その数字が出るバックデータをきちっと私、行政はつかんでほしいし、私たちもその要求はしたいと思うんですけども、この点からも何ていうのかな、非常に業者の不誠実さみたいなのを感じてしまうんですね。

こういうことも含めてですね、やはりこの問題はきちっとしていかなあかんというふうに思うんですけども、そういう意味ではこの業者が出してきた測定値というのは信頼できないものなんではないかと。あまりにも測定したときの状況に対するバックデータがない中でこれを判断するのは非常に難しいというふうに思います。これ、電気事業連合会なんかが行ってる資料なんかも見ますとやっぱり全然違うんですね。送電線からの距離を1メートルからずっと距離を離していったらどうなんかとかというデータも非常に詳しく出されていて、

その中でこれぐらいだというふうなことも言われています。

それと、もうごめんなさい、もう1点ね、この梨本の埋設の送電線は地下何メートルですか。この深さの違いによっても電磁波の影響は大分違ってくると思うんですけども、何メートルのどこへ埋設されてるのか。これもちょっと明らかにしていただきたいなというふうに思います。

それと、教育委員会のほうの課長のほうから、できないための理由をいろいろ言われたんですけども、これね、私、今、電磁波過敏症というのがやっぱり病名として明らかになってきて、そういう中で全国的にもね、目に見えないもんですから、電波がばーっと飛ぶというのはね、そういう中で、札幌や堺、下田市や埼玉の日高など、やっぱり使用時間以外は電源を切るという対応をもう決めてはるところもたくさん出てきてます。簡単に言ってもうたら、教室でオンオフのスイッチを間にかますことでそういう対応も取られてるところもありますので、ここはちょっと今からでもそういう対応が取れないのかどうか。全国的な事例も含めてやっぱり研究してもらいたい。子どもたち、これからいろんな形で1人1台のタブレット端末で学習なんかもせなあかんときが出てくるわけやから極力、言うたら、そういうリスクは教室で電源をオフにするだけいけるわけですから、そういう対応をもうされてるところもありますので、そこはぜひ研究をしていただきたい。これはすみませんが、お願いしておきたいと思います。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

送電ルートの件でございます。自営線の埋設ルートにつきましてもこれまで本会議でも御説明させていただいた経緯がございます。電磁波の基準につきましては経済産業省の省令による基準がございます。電磁波を理由に道路埋設計画の見直しを町が求めるべきではないとこのように考えているところです。

○議長

深さ、深さ。都市建設課長。

○都市建設課長

梨本の送電線でございます。たしか土被りが1.2メートルだったと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、ざくっと申しましたら事業者の対応が信用できないというふうな御指摘でございます。この件につきましては、事業者に対して丁寧な説明をするようにということで、この間ずっと我々も申し上げているところでございますが、なかなか至ってないということにつきましてはもう少し指導はすべきやというふうにまず考えております。

具体的な部分でございますが、確かに経産省の指導によります学校や幼稚園の周辺を通る部分については格段の説明なり努力をというのは事業者のほうも、恐らくガイドラインやと思うんですけど、そのことについては十分認識をしておるといふふうに我々も理解をしております。これも事業者の申出といえますか、事業者から報告を受けているところでございますが、学校等にこの事業に対しての説明に伺ったときに、もし学校の方、また保護者の方からそういうふうな送電線、またこの事業に対して、電磁波に対しての影響ということでいろいろ御懸念されてる部分があるのであれば、事業者としてもそこは機会を設けていただいたら説明に伺うというふうなことは申出をしておるといふようなこともまず聞いております。それが1点でございます。

もう1点、電磁波の測定についてでございますが、確かに先ほど申し上げましたように、今の現在、埋設されております送電線の測定については1回しかやってないということでございます。そう言われれば事業者としても信憑性に欠けるのではないかと言われれば、それはそれで真摯に受け止めなめかんといふふうに思っております。

先ほど議員のほう、お示しいただいた、去る1月5日の議員懇談会があった後に事業者のほうから御質問頂いた部分について補足資料をお渡しをさせていただいたものかなというふうにまず理解しております。その中で今後の取組ということで、これ、あくまで事業者の申出ということで書いておるとこなんですけども、電磁波についてはさらに分かりやすく、身近に知っていただくために、家電製品であったり、近隣の電力設備については公開で測定を行うことも当然考えておるといことがまず一つ、その結果については広く周知して、平群町のバナーとかでも報告をすることを考えているということはおっしゃるので、もし、そういうことが必要であれば、また必要やというお声があれば事業者のほうも電磁波の測定についてはいつでも行うというふうな対応で、この取組の中でそういうことを付記されておりますので、考えておるといところでございます。

私のほうから以上です。

○議長

植田君。

○ 6 番

ごめんなさい、幾つかね、します。再質問のときに事業者が出してきたルート、ありますよね。あれで、いろいろ全国的にはこういうメガソーラー、いろんな問題が起こっていると。そのときに平群町としては何の疑問も感じなかったのかと。それはもう国が言うてる200マイクロテストラ以下やから、もうこんなん全く問題ないというふうな形で考えはったのか。そこら辺のやっぱり基本的なスタンスを私は知りたいんですね。200以下やから安全とは言い切れないという問題があると思います。何かあるから規制値を引いてるわけですから、極力そういう子どもたちが影響を受ける、大人よりも影響を受ける、身長も低いですし、体内の水分量も多いですから、そういうの受けやすいわけですから、そういう子どもたちがそういうものから、基本的には通学路やったらもう選択のしようがないという部分もあると思うんですよね。そのときに平群町として何の疑問も感じはれへんかったんかなと。そのことはすごく私、行政としての、何ていうのかな、住民の命を守るという立場に立ったときにそこはやっぱり「はい、オーケー」というようなことにしてほしくなかったんですけども、そのときは全く考えてなかったのかというのの一つ。

それと、そういう要求があれば説明に、申し出てくれたら説明に行きたいというふうに業者が言ったと、これ、幼稚園も小学校もそういうことですか。そういうことで幼稚園と小学校には言われた。それ、いつ頃行かれたのか。分かっていたらおっしゃってください。

それと、ごめんなさい、先ほどちょっと飛んじゃったんですけども、樁台に出されたところでね、樁台に対する回答書のあの中身ではとてもじゃないけどそう読み取れませんよ。電圧が大きいから流れる電流が多いやろう、少ないから少ないやろうと、そんなん、あれで見たらもう電圧の大きいか小さいかで小さくなるというような説明ですやんか。非常に不十分。そこはやっぱりきちっと訂正して、ちゃんとしたもの、出していただきたい。その点についてはどうですか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

送電線のルートについて電磁波は全く考えてなかったのかということでございますが、道路法に基づく道路占用許可に電磁波の基準は入っておりません。ただし、電磁波の基準については経済産業省の省令による基準がございますので、その基準に基づいて判断したとこういったことでございます。

○議 長

静かに。住民生活課長。

○住民生活課長

再質問にお答えさせていただきます。

事業者のほうで隣接する学校や幼稚園等の説明の時期でございますが、すみません、ちょっと時期は昨年やったというふうに記憶してはるんですけども、いつのときに説明に伺ったかということなんですけども、あの周辺を送電線を埋設するに当たって、調査のための試掘ということで一部道路を掘削をするというふうなことをやっております。その説明、その工事といいますか、その工事をするに当たっての説明のときに各学校であったりとか、幼稚園のほうに訪問してそういうふうな御説明申し上げたというふうに事業者のほうから聞いております。ちょっと時期についてはすみません、承知してはおりません。

それとあと、樁台ですね。まず、樁台の説明の部分というよりも言いましたらこの説明といいますか、まず電磁波の測定値に対しての説明、不十分ではなかったかというふうなところでございます。なかなかこの間、電圧だけで比較をするものではないということは先ほどの答弁の中でも申し上げてはおりますが、この間、それを一つの比較材料としてどうやというふうな御質問なり御指摘が多うございましたので、そこはこれに対してはこうだというふうな説明を申し上げたところでございます。確かにおっしゃるように電磁波については電圧ではなく電流に比例するもの、また、今回の施設につきましては、今の埋設しております送電線よりもかなり送電電力も小さいということでございますので、それに見合ったような電流が流れる。よって電流の流れが少ない、小さいということで、電磁波が少ないというふうな御説明を簡単に申し上げたところでございますが、ちょっと不十分であるということでありましたら、そこはちょっと今後、対応を考えなあかなというふうに思っております。

○議 長

植田君。

○6 番

今田課長、今、占用許可のときの電磁波の数字は関係ないとおっしゃったのに、じゃなくって、そういうルートが引かれたときに学校や幼稚園の横を通るといふことに何の疑問も感じなかったんですかと聞いてはるんです。子どもたちへの影響とか通学路の横を、1メートル下、通るわけでしょう。それに対して何の疑問も感じなかったのか。これ、こんな子どもたちが生活する学校や幼稚

園、毎日通う通学路の近くに、これ、電磁波が発生する送電線を通すということ、大丈夫かなというふうなそういう疑問は全く行政として感じられなかったのかということを知りたいんです。明確にその点だけはお答えいただきたい。

それと、今、後ろから町長に聞けという声がありましたので、最終的には町長が町の責任者ですから町長としてはどうなのかが併せてお答えいただきたいというのが一つ。

それと、大浦課長のほうから、これ、樺台へはきちっとした文書で、ちゃんともう少し、ほんまさっき私が出した内容では絶対そんなふうには読み込めません。もう明らかに電圧が小さくなったら電磁波も小さくなるんだというそういう回答ですよ。そこはやっぱりきちっと大浦課長がおっしゃるようなことがあるんであれば、それも含めてちゃんと説明をしなければならぬと思うし、訂正すべきだと思います。それはもう自治会、住民に対して、やっぱりそこは丁寧にとちゃんと不十分であったら不十分でしたと、実はこうこうですということで、ちゃんとやっぱりそこは文書できちっと自治会のほうに謝罪されて、ちゃんと訂正されるべきだと思います。その点については再度御答弁お願いいたします。

それと、電磁波の測定のバックデータ、これ、もらえませんか。4か所やって、4か所でも全部1分間だけだったみたいなの、そういう先ほど私が紹介したような、それを使う場合はこういうものを、言うたら、こういう形でこういうものを記録しないといけないというふうなものがあるわけですから、そのバックデータというものをもらっていただきたいと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

送電ルートで学校、幼稚園横を通るということでどういった考えを持ってたかということでございます。

これはこれまでも議会で御説明させていただいたと思いますけども、事業者のほうで関係法令や技術基準、交通安全対策、費用面等々検討して様々なルートを検証した上で本町に道路占用許可の申請を出されたと。それを町が審査したということございまして、あくまで電磁波の基準につきましては経済産業省の省令による基準がございまして、これにのっとってやっているところございまして、そういったところで町が判断しているというところございまして、

○議 長



住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の事業者が測定をした資料といいますか、バックデータということですが、電磁波測定4か所、先ほど答弁の中でやったというふうにお答え申し上げました。個々の数値等につきましてはその中の箇所の数字ですが、恐らくこれ、1月5日の日に議員懇談会されたときの資料の中で各それぞれの地点における測定値については添付されてたというふうに記憶しておりますので、私もそれを見たというふうに思っておりますので、その数値が参考数値なのかなというところでございます。

やり方につきましては、このやり方というのはいわゆる日本工業規格かなと思うんですけど、そこで細かいことが定められておりますが、それに準拠しながらやったというふうには聞いておりますので、こういった写真があるということで、それが一つの資料であるということで、それを提供受けてるというのが現状でございます。

次に、樺台の自治会さんへの説明ということでございます。決して誤った説明というのとはしてございませんのすけども、少し言葉が足りなかったというふうに御指摘があるのでありましたら、そこはちょっと1回、今後どう対応するかは考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○6番

樺台の自治会に対しては検討したい。もうこれ、ちゃんとやってくださいね。住民との信頼関係に。不十分な説明をやったのは行政側ですからそこはちゃんときちっと住民の方に正確な情報を伝えるというのは当然ですので、そこは絶対ちゃんとやっていただきたい。

それと町長にもお聞きしたんですが町長から御答弁がなかったんですが、教育施設の近くにやっぱりそういう電磁波を発生するそういう送電線を通すということ、そこはまずいやろうと、そこはもう考慮すべきところではないかなと。だから、そこを外すということ、やっぱり外して考えさせると、業者にほかのルートを通してもらうと。通学路も含めてですね。中学生も通りますし、小学生も通りますのでね。そういうことから、そういうことを今からでもやっぱり私は行政の責任者として業者と話をさせていただきたいと思うんですけども、その気持ちは町長ございませんか。

○議長

副町長。

傍聴席からの声あり

○議長

静かに。

○副町長

いろいろと御意見頂いております。先ほどから都市建設課長のほうから答弁しておりますけれども、基本的にはそれぞれの行政事務につきましても、法や規則、それぞれ基準等々ございますので、それに基づいて執行してるということでございまして、ある程度、担当者の恣意的なことであるとか感覚的なところでの判断というのはなかなか難しいと。そうした基準もないです。もちろんそういった道路占用に関しての通達等があればそれに基づいてやってるんですけども、その辺のところはあろうかなというふうに思います。

先ほど来、いろいろと言われてますけども、これはあくまでも今回の道路占用については道路法に基づく許認可でございます。これまでも議会で再三申し上げておりますけども、義務占用物件でございます。義務占用物件というのは、道路管理者は電気事業者や電気通信事業者から道路占用許可があった場合は、基準に適合するときは許可を与えなければならない。これは道路法36条1項ですね。並びに2項。今回、当該事業者につきましても、この発電事業者については義務占用物件の対象でございます。そんなことがございます。

ただ、地元合意につきましても、もちろん地域住民の皆様方の御意見もいろいろと頂戴しておりますので、そういったことで皆様方の合意形成を図るということですね。要望されてることやそういった懸念されてる、そんなことについては十分配慮して進めるように業者指導、これは行っているところでございます。自治会同意についても求めておるということでございますので、そういうことについては十二分に業者には要請をしておるということでございますので、その辺のところ御理解いただきたいと。今回につきましても、あくまでも、何回もおなじこと言いますが、道路法の趣旨を逸脱することなく行政処分を行うと。あくまでもこれは平群町の行政の裁量の範囲の中で事務を行っていくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長

植田君。

○6番

町長の口から自らお答えいただけなかったのは非常に残念です。町長は平群

町の最高責任者ですが、こんだけ大きな問題になっている、裁判で提訴もされました。そういうふうな問題について、やっぱりトップとしてどう考えるのか。そこにすぐ、言うたら、ソーラーができたから平群町の住民の電気代が全部ただになるわけでもありません。どちらかといえば災害の危険、それから私が今回取り上げた電磁波の危険というものが、いくら法令に遵守してやってるといえども、その影響を受けんのはそこに住む住民であり、そこを通る子どもたちなんですね。そこにやっぱりもう少し、もう少しというか最大のやっぱり、行政としてそのことを配慮した対応を私はすべきだったと思います。そういう意味では住民の生命や財産を守る、本来の自治体の役割を、私、この問題では行政はちゃんと果たしてないということは申して、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、3月18日に改めて一般質問を行いたいと思います。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日3月18日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれで延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時36分)